

平成30年3月
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

平成30年3月12日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第 1 号	平成30年度大竹市一般会計予算	一般質問及び 総括質疑 (一 括) 予算特別委 設置・付託
第 3	議案第 2 号	平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 4	議案第 3 号	平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 5	議案第 4 号	平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 5 号	平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 7	議案第 6 号	平成30年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 8	議案第 7 号	平成30年度大竹市介護保険特別会計予算	
第 9	議案第 8 号	平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第10	議案第 9 号	平成30年度大竹市水道事業会計予算	
第11	議案第10号	平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第12	議案第11号	平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算	
第13	議案第13号	大竹市阿多田防災コミュニティグラウンド設置及び管理条例の制定について	(原案可決)
第14	議案第16号	大竹市手数料条例の一部改正について	(原案可決)
第15	議案第17号	大竹市営土地改良事業経費賦課金徴収条例の一部改正について	(原案可決)
第16	議案第18号	大竹市マロンの里設置及び管理条例の一部改正について	総務文教 (原案可決)
第17	議案第27号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第18	議案第31号	大竹市マロンの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第19	議案第34号	平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)	(原案可決)
第20	議案第29号	大竹市三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について	総務文教 (原案可決)
第21	議案第14号	大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	(原案可決)
第22	議案第15号	大竹市税条例等の一部改正について	(原案可決)
第23	議案第19号	大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について	(原案可決)
第24	議案第20号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第25	議案第21号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	(原案可決)

第26	議案第22号	大竹市介護保険条例の一部改正について	(修正可決)
第27	議案第23号	大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、 設備及び運営に関する基準を定める条例等の一 部改正について	(原案可決)
第28	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	(原案可決)
第29	議案第25号	広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内におけ る建築物等の制限に関する条例の一部改正につ いて	(原案可決) — 生活環境
第30	議案第26号	大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ いて	(原案可決)
第31	議案第28号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更につ いて	(原案可決)
第32	議案第30号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	(原案可決)
第33	議案第32号	大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定につい て	(原案可決)
第34	議案第33号	大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定につい て	(原案可決)
第35	議案第35号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予 算(第2号)	(原案可決)
第36	議案第36号	平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算 (第2号)	(原案可決)
第37	議案第37号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算 (第3号)	(原案可決)
第38	議案第38号	損害賠償の額を定めることについて	(原案可決) —

○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・継続)

○出席議員(15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井 涉	8番	網谷芳孝
9番	藤井 馨	10番	山崎年一
11番	日域 究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

市長
副市長
教育長
総務部長
市民生活部長
健康福祉部長兼福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
環境整備課長
福祉課長
監理課長
土木課長
都市計画課長
上下水道局業務課長
総務学事課長
消防本部消防課長

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

入山欣郎
太田勲男
大石泰修
政岡修則
香川晶成
米中和成
坪浦伸泰
吉岡和範
橋村哲也
中村一誠
吉村隆宏
三原尚美
高津浩二
田中英徳
金子しのぶ
豊原学
山本茂広
中司和彦
北林繁喜
真鍋和聡
古木一也

中曾一夫
加藤豪

平成30年3月大竹市議会定例会(第1回)
一般質問及び総括質疑通告表

1

3番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

JR小方新駅設置促進について

小方地区まちづくりの核として位置付けられているJR小方新駅設置計画は平成28年度で新駅立地検討業務(概略検討)を行い、その検討成果を基に今年度JR側と設置に向けての調整作業に取り組んでいると思うが、現在の進捗状況を伺う。

また、新年度予算には小方地区まちづくり事業として200万円計上されているが、新駅設置促進を図るためには積極的な予算計上と体制づくりが必要であると思うが、今後の取り組み方針を伺う。

河川維持管理の充実による洪水対策の強化について

市内の多くの河川は急峻な地形のために111の河川が土石流危険渓流に指定されており、併せて60の河川で砂防指定されている。広島県は平成28年3月に県管理の499河川について堆積土砂や樹木の除去計画を策定し、河川の流下能力の確保に努めるとしている。大竹市に於いても河川の現状を調査し、堰堤や河床の正常化に向けて維持管理を充実させることにより洪水対策の強化に繋がると思うが、見解を伺う。

2

16番 山本 孝三 議員

質問方式：一括

核廃絶にむけた取り組みについて

昨年7月7日、国連での交渉会議で、122ヶ国、地域の賛成で採択された核兵器禁止条約。この条約は、50ヶ国が批准の手続きを終えた後、90日後に発効するとされています。

平和首長会議に加盟する大竹市が条約発効に、市民と国際世論と運動と連帯し意義ある役割を果たすべきと思います。

市長の思い、これからの取り組みについてお聞かせください。

憲法「改正」について

いま、安倍内閣のもとで憲法9条の「改正」。条文を残し一項、二項に加え三項の追加規定を設けるなど、9条を骨抜きにする二段、三段構えの議論が自民党内でおこなわれており、年内発議が日程にのぼり国民の意思を問われる局面にあります。

憲法9条を守るのか、市長のご意志をお聞かせください。

岩国の米軍基地の際限なき増強が、事故、犯罪の不安・心配を増長させています

基地航空事故連絡協議会は、その役割・機能を果たしているのでしょうか。

また、予測外の工場群の事故の際の対応はどうされるのでしょうか。

市民の心配・不安にお答え、説明をお願いします。

3

10番 山崎 年一 議員

質問方式：一問一答

公有地売却に伴う高裁判決について市長の対応を問う

日本の政治の枠組みは立法・司法・行政のそれぞれ分散された三権分立の体制であります。それぞれの機関が独立し、互いにチェックし合う関係にあります。昨年3月の広島高裁判決は「平成23年12月議会の議決は地方自治法に違反、議会の議決は無効」でありました。適正な対価については、「平成23年鑑定評価額の7億1千3百万円を基準」としたうえで「30%を超えて修正することはできない」との、国の財産処分に沿った判決でした。

大竹市の全面的な敗訴を示した高裁判決に対して、大竹市は昨年3月23日に最高裁に上告及び上告受理申し立てをされました。

昨年12月議会には、「平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」陳情が議会に出され、賛成9反対4欠席1で採択されました。

入山市長に置かれましては、特別職地方公務員でありながら自分自身が被告として高裁判決を受けられています。司法の判断、法令順守の立場からどのように判断されていますか。

高裁の判決は、「地方自治法違反・議会の議決は無効」であります。陳情は「土地売却処分は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」との陳情でした。陳情が提出されたこと陳情が採択されたことに入山市長は当事者としてどのようにお考えですか問います。

米海軍の低空飛行と攻撃調整・偵察訓練を問う

今年1月25日に、米海軍の公式ホームページに、廿日市市街を背景に2機のヘリコプターの編隊写真を掲載し、広島 日本（2018年1月25日）第51海上攻撃ヘリコプター飛行隊に所属するシーホークヘリコプター2機は、第25海上戦闘ヘリコプター飛行隊と広島島の海岸沖で集結し、海兵隊岩国基地からの任務である攻撃調整と偵察訓練を行った（米海軍写真撮影：米海軍クリス・キンプロウ大尉）と記載しています。

瀬戸内海は無数の島々が点在しており多くの住民が生活しています。世界遺産の宮島周辺での集結など観光客にも影響を与えます。瀬戸内海に面し阿多田島を擁する本市としても住民の安心安全が懸念されるところです。

オスプレイや米軍ヘリなどの航空機事故が相次いでいる折、瀬戸内海は米軍や自衛隊の訓練空域ではないと考えます。

事実確認と情報の提供を防衛をお願いします。

飛行目的を明らかにしてください。

瀬戸内海は訓練空域ではないと考えますかいかがですか。

今度もこのような訓練が行われると想定されていますか。

子どもの貧困対策について問う

昨年の3月議会に引き続き子どもの貧困対策について伺います。昨年の3月議会では、「子どもの貧困の調査は、広島県が実施予定で、本市もその対象に含まれています。県の施策やその動向を見ながら、本市の取組むべき施策を検討していきたい」とのご答弁

をいただいています。県は、昨年12月6日に「子どもの生活に関する実態調査」の暫定結果を公表しました。

「生活困難層」の家庭が25%、経済的に厳しい家庭や子どもの支援策の強化を求める意見が相次ぎました。

早速、湯崎広島県知事は、「子どものいる家庭の4分の1が「生活困難層」の結果は非常に厳しい家庭環境であり、学びや健康、生活面に影響を与えている深刻な状況だ、世代をまたぐ『貧困の連鎖』が社会の活力低下や不安定化を招いています。子どもの一人一人の力を伸ばすことが貧困の連鎖を断ち切ることになる」と対策の強化を述べられました。福山市も2月19日に調査結果を公表、地域間格差もみられました。

実態調査から子どもの貧困についてどのように認識されましたか。

本市の子どもの貧困の状況はどのように判断されていますか。

地域間格差があることから独自の実態調査が必要ではありませんか。

新年度予算での子どもの貧困対策はどのように進められていますか。

奨学金制度について問う

大学の学費が高くなる一方で、保護者の収入が伸び悩んでいます。一方で、大学生の二人に一人以上が奨学金を利用している状況です。卒業し就労しても奨学金の返済に追われ生活を圧迫している若者が増加しています。奨学金破産が全国で1万5千人との報道もありました。

将来に夢と希望を持つ若者の純粋な心は私たちにとって大切なものです、奨学生の確保と育成は本市にとって欠かせないもの、事業の停滞は有用な人材の育成を妨げ、将来世代を担う優秀な若者の確保に支障をきたします。

近年の奨学生の応募者・認定者などどのように推移していますか。

奨学生確保の広報活動など伺います。

本市の奨学金返済の滞納状況も伺います。

4

2 番 末 広 和 基 議員

質問方式：一問一答

3期12年の実績を踏まえ20年後・30年後を見通した中で、平成30年度予算に対して込める思いをお聞きします

当初予算の概要にあります、当初予算の推移・市債残高の推移・基金残高の推移・投資的経費などの財政的指標を見る限り、素晴らしい実績を挙げて来ておられるように思います。これからも中大型事業が予定されている中で、厳しさや難しさや希望を含めて中長期を見通していただき、我が大竹市が迎える未来を表現する中で、来年度予算にかけのお考えをお聞きかせいただきたい。将来を支える職員の皆さんや変化しつつある市議会に対しての思い、協力や理解を伝えるべき市民の皆様への願いもお聞かせください。

前議会にて新地方公会計を“活用して活かす”考え方やその必要性についてお答え頂きましたが、財務資料の作成経過と次年度への見通しを伺います

3月末の期限を目指し、複式簿記での平成28年度決算資料を作成されていると思い

ます。この度は期末一括方式で伺っています。初めてのことで大変なご苦勞をされているかとは思いますが、この経験を踏まえ、平成29年度会計の決算時期を想定し、作成期間の短縮の見通しを伺います。一部の自治体では、固定資産台帳整備とのリンクをイメージした日々仕分け方式を当初から採用されていると聞いています。現行は担当部署単独での処理であり、中長期のマネジメント能力の醸成を意図した幅広い人材の育成を目的とすれば、出来るだけ早期に方式を一步進めるべきと思いますが、お考えを伺います。

固定資産台帳の公表についてのお考えについて伺います

固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待されています。精度向上の必要性はもちろんでしょうが、何分古い時代の資産情報であり一定レベル以上は修正は後回しにして精度を犠牲にしても、活用の視点に切り替える時期が来ているとも言えます。情報の開示による内的・外的なメリットやデメリットの考察を踏まえた公表についてのお考えを伺います。当然ですが、すべての情報ではなく、開示内容や方法についての考察も前提として結構です。

5

7番 大井 渉 議員

質問方式：一問一答

栗谷町谷和の太陽光事業の進捗状況と市の対応を問う

再生可能エネルギーの普及は国策であることは承知している、そこで伺う。

- ・FIT法とは、また自治体、事業者に適用される関連法の内容
- ・今日までの経緯と事業計画の概要
- ・事業者の事業実施までの責務と県・市の関り
- ・事業の今後の見通し
- ・大竹市が地域住民へ寄りそうこととは、具体的に何か

6

11番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

国の補助金を丁寧にもらう努力と、そのための下準備を怠りなく

新町3丁目の土地購入の補正予算が12月に可決されました。精査すると、土地購入補助金が出る案件です。その為には事業計画の認可を取るなどの準備を進めることが先決です。しかし、それを放っておいて土地だけは補助金なしで買ってしまふ。こんな手順があるのでしょうか。これには一部市道用地が含まれますが、本気で交渉したのでしょうか。青木線入口、小方ガードの拡幅など、面倒な交渉を避けて、楽なことだけ事業を進めてるように感じます。権現橋の電信柱撤去に3年掛かったこととは、意味が異なりませんか。

市営住宅解体に協力して立ち退く入居者に、市は妨害するのですか

市営住宅御園2号棟、3号棟が解体されます。市の都合で立ち退きになるのです。他の市営住宅に転居する入居者に改めて保証人を求めています。その準備が出来なかったら、転居は出来ないのですか。出ると言っているのか、出るなど言っているのか分かりません。保証人契約は継続されています。それどころか民法は改正されてしまいました。

民法対応と合わせて、解体に伴う市営住宅への転居の対応を伺います。なお、現行ルールでは、保証責任は本人が死亡しても、また入居者が他の市営住宅に転居しても継続されるはずですが。

市職員が、民の事業に関わる基準を伺います

谷和における「日本美しい国環境発電」の事業計画が経済産業省のホームページに出ています。そのことに関し、大竹市の課長2～3名が業者の手先のように地権者を訪ねています。これは公務ですか。市営住宅のLPガス価格について、棟によって大きな差があります。納入業者が一度も変わっていないことも原因だと思われませんが、公営住宅として大きな問題です。このことに関し都市計画課住宅係は腰が引けていますが、どちらも相手は民間です。これらについて、関与する姿勢の違いを伺います。

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、一般質問及び総括質疑通告表、一般質問及び総括質疑参考資料（末広議員・山崎議員）、議案審査報告書について、議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、和田芳弘議員、7番、大井 渉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

議案第 1号 平成30年度大竹市一般会計予算

議案第 2号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計予算

議案第 4号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計予算

議案第 5号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算

議案第 6号 平成30年度大竹市土地造成特別会計予算

議案第 7号 平成30年度大竹市介護保険特別会計予算

議案第 8号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成30年度大竹市水道事業会計予算

議案第10号 平成30年度大竹市工業用水道事業会計予算

議案第11号 平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（児玉朋也） 日程第2、議案第1号平成30年度大竹市一般会計予算から、日程第12、議案第11号平成30年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月2日の議事を継続いたします。

これより市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、この際念のため説明をいたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来例により、5分前1打、1分前2打、定刻では乱打いたします。

すので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

3番、賀屋幸治議員。

〔3番 賀屋幸治議員 登壇〕

○3番（賀屋幸治） 皆さん、おはようございます。それでは、3番、大竹新公会の賀屋でございます。通告書に沿って2件の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、1件目のJR小方新駅設置促進についてですが、今年度は平成28年度で発注した新駅立地検討業務委託の成果に基づいて、JR側と設置に向けての調整作業に取り組んでいると思いますが、現在の進捗状況についてお伺いします。

JR小方新駅設置は言うまでもなく、小方地区まちづくり計画の核となる事業であります。平成28年度策定した小方地区まちづくり基本構想に基づいて、新年度は旧小方中学校跡地をにぎわい交流ゾーンとしての立地検討を行っていますが、旧小方小学校跡地を含めた周辺整備は新駅設置を前提としたもので、民間活力の導入を図るためにも新駅設置は必須条件であると思います。駅を核として利便性がよく、集客力の高い商業施設や居住ゾーンなど定住促進に向けた開発を進めるには、民間の知恵と資金を結集して、官民一体での取り組みが必要です。そのためにも早期実現に向けての道筋を示し、民間企業にアピールする必要があると思います。また、市民からも、いつ実現するのか、本当にできるのかなど、期待は相当大きいものがあります。特に小方地区住民の皆さんは、昭和50年代ごろから新駅設置の話が出たり消えたりして、長年にわたり念願してきたものであります。

昨年9月の大竹市民の幸せ感に関するアンケート調査結果においても、新駅設置要望の意見が多く寄せられております。小方ヶ丘やアクラス団地に定住していただいた子育て世代の皆さんも今は小方学園に通えますが、子供が将来JR通学や通勤をするところには、小方新駅は完成しているものと希望を持って入居された方が多いのではないかと思います。ぜひとも、そういった多くの市民の期待に応えていただきたいと思います。

しかし、新年度、平成30年度の小方新駅設置関連の予算は200万円となっております。また、今年度についてはゼロ円でした。一方で、同じくJRとの関連事業では、それこそ市民念願でありましたJR大竹駅周辺整備事業として、新年度から自由通路や橋上駅化が本格的に動き出し、平成35年までの継続予算として39億2,000万円が計上され、平成34年度末の駅舎完成を目指すことと伺っております。この事業は、大竹市の最優先事業として取り組むことは当然のことと理解と協力をいたしますが、今からJR側と実施に向けた協定書締結協議を本格的に行おうとすれば、相当タイトな状況ではないかと思います。

そうした中で、小方新駅設置に向けてのJR側と調整協議を並行して行うには、現状の人員と予算では対応がさらに厳しい状況になるのではないかと危惧をしております。できれば新駅設置の目標として、大竹駅舎完成する翌年度ごろから小方新駅設置工事に着手できるような工程計画を目指して、JR側と協議を進めていただきたいと思います。

そこで、新駅設置を促進するためにも、積極的な予算配分と無理のない十分な人員配置で体制を強化する必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

次に、2点目の河川維持管理の充実による洪水対策の強化についてですが、市内の多くの河川は、地形的に急峻な山間の溪流が多く、111の河川が土石流危険溪流に指定されており、そのうち60の河川で砂防指定がされております。過去の自然災害の中でも、大竹市に大きな被害をもたらしたのは、昭和26年10月14日のルース台風による洪水被害でした。被害状況は、死者・行方不明者20人、負傷者33人、家屋全壊73戸、半壊388戸、流出家屋90戸、床上浸水1,915戸、床下浸水1,677戸、道路の流出38カ所、橋梁流出14カ所、堤防決壊18カ所など甚大な被害が発生をいたしました。昨日はちょうど東日本大震災が発生して7年経過をした3月11日、報道でもその当時の画像が放映されておりました、大変感慨深いものがありました。もうあれから7年たちまして、少しずつでも復興は進んでると思えますけども、逆に少しずつ記憶から遠のいているというふうに感じます。そういう状況で大竹市においては、過去に大きな災害は先ほどお話しましたルース台風、そういった被害ぐらいしか大きなものは記録されておられません。その後の災害復旧工事、これはルース台風以降の災害復旧工事において、現在の恵川、大膳川、新町川、三ツ石川など沿岸部の主要な河川と栗谷地区の大谷川など、護岸工事が完成したもので60年以上たった今日まで流域の安全が保たれております。これらの河川施設は当時の災害復旧基準で設計されたもので、用いられた計画降雨量は1時間当たり79.3ミリという数値を採用されて断面決定をされたものだと伺っております。しかしながら、近年では地球温暖化による気象変動で時間降雨量100ミリを超えるような豪雨を各地で記録するなどして甚大な被害が発生しております。まだ記憶の新しい平成26年8月20日の広島北部豪雨災害では、安佐北区三入東地区で3時間余りで243ミリ、最大時間降雨量は121ミリという記録的な集中豪雨が発生をいたしました。今後も梅雨前線や秋雨前線と台風が影響し合っ、どこで記録的豪雨が発生するかは予測はつきません。また、昨年7月5日から6日にかけて発生した九州北部豪雨災害では、福岡県朝倉市で時間雨量129.5ミリ、24時間雨量545.5ミリという観測史上1位を更新するような豪雨がありました。

そういったことを受けまして、昨年9月27日の中国新聞に掲載されておりましたが、広島県が県管理の河川内堆積土砂対策を加速するとの記事がありました。これは県議会定例会の一般質問で答えたものでございますが、県は平成28年3月に県管理の499の河川について堆積土砂の除去計画を策定し、河川の断面積に占める堆積土の割合を示す障害率と言いますけども、これが20%以上の区域と樹木群が100メートル以上連なっていて、河川幅の25%を占める区域を対象に土砂や樹木を取り除くという計画でございまして。これは平成28年度から平成32年度にかけて除去するという事業でございまして。そういったものが記事に載っておりました。また、県はその対策費として昨年度8億5,000万円、本年度9億700万円、さらに1億6,400万の補正予算を計上しております。大竹市においても、主要な河川の多くの区域で堆積土砂や樹木群が河川断面を障害している状況ではないかと思っております。以前から河川の沿川住民の方から対策を求める声を多く聞きますが、毎年200万円程度の市の予算では対策が進んでいるようには思いません。今年度も200万、来年度も200万計上をされております。市民の安心安全のためにも、まずは河川の現状を調査し、全体事業量を把握して計画的な除去作業は必要です。砂防堰堤や河床の正常化を保つよう、維持管理

の充実を図ることが洪水対策の強化につながり、減災・防災対策になると思いますが、市長の見解を伺います。

以上、2点について、壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 長年の大きな宿題でございました大竹駅周辺整備事業が、ようやく目に見える形で動き始めようとしております。これまで一步ずつ、少しずつでもと申し上げてきたことが形としてあらわれた成果の1つであろうかと思っております。議員からは、その先を見据えられて小方新駅の御質問をいただきました。市全体の活力のために切れ目のないまちづくりを戦略的に進めよと、力強いエールを送っていただいたと感じております。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。まず、1点目のJR小方新駅設置促進についてでございます。

小方新駅設置に向けての鉄道事業者との協議の状況ですが、昨年度に行った新駅立地検討業務において、現況の鉄道施設の条件等を勘案した概略案を複数作成し、鉄道事業者に提示しているところです。これまでも申し上げたとおり、新駅の設置について、鉄道事業者が求める技術的な条件や安全性及び施工性に加え、鉄道に対する将来の需要予測と事業の採算性などを踏まえた上で検討されるとのことでございます。今後、新駅設置に向けて協議を深めていくためには、新駅利用者の需要見込みなどを明らかにし、計画に反映させて協議を進めていく必要があると考えております。そのため、新駅周辺でどのような開発や整備が進められていくのが重要な要素となりますので、現在、小方中学校跡地のにぎわい交流ゾーンの活用の方角性や事業者の進出の可能性等を検討しているところでございます。この業務は活用策を1つに限定する作業ではありませんし、小学校跡地の開発規模等も不明確な状況ですが、業務の成果を活用し、小方地区の将来の姿のイメージを鉄道事業者に示しながら、小方新駅の設置に向けて一步でも前に進めていくことができるよう、引き続き協議していきたいと考えております。

新年度の取り組みは鉄道事業者との協議となりますので規模の大きな予算は必要ありませんが、協議を円滑に進めていくために、図面修正や検討に必要な資料等を求められた場合の業務委託費を計上しているところでございます。鉄道事業者との協議が進みますと、一般的な流れとしては市が基本構想を策定し、これに基づき新駅の必要性を鉄道事業者が検討した後、概略設計、基本設計を基礎に収支採算性の検討を行うこととなります。また、鉄道事業者が新駅の設置を決定されれば、鉄道施設の詳細設計及び詳細協議を経て、駅周辺施設の設計を行うこととなります。

本事業を推進するための体制については、大変重要な大きなプロジェクトであり、注力できる体制が求められるところですが、職員の数には限りがあり、専属部署を設けるような状況にはございません。大竹駅周辺整備事業も本格的に動き始め、職員を心配しての御指摘と思いますが、事業の進捗を見据えながら、できるだけ円滑に進めていけるよう取り

組んでまいりたいと考えています。

次に、2点目の河川維持管理の充実による洪水対策の強化についてです。

河川の維持管理につきましては、広島県は平成28年度から平成32年度までの5年間の計画として、ひろしま川づくり実施計画2016を策定しております。この計画の施策の柱の1つである既存施設の的確な運用、管理による安心安全の継続において、堆積土や樹木の定期的な調査、実施、具体的な管理基準を設定しております。

この施策を実現するための具体的な取り組み内容は、河川内の堆積土等除去計画に定められており、この計画により県が管理する河川の堆積土の除去を実施しております。議員が危惧されております新町川、大膳川、恵川などの河川では、市は土砂の堆積状況等について総括的な調査ができておりません。現段階では部分的ではございますが、自治会や市民の皆様からの要望等を受け、安心安全を第一優先とし、周辺環境を勘案しながら対応させていただいているところでございます。適正な河川管理は、防災や生活環境面において重要な課題と考えておりますので、引き続き可能な範囲ではありますが、できる限りの取り組みを継続いたします。また、砂防堰堤内の堆積土につきましては、堆積状況により除去の必要があるかどうか、個別に広島県と対応を協議していきたいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず、1点目のJR小方駅の件でございますけれども、ただいまの答弁の中にも、今からJR側との協議を進めていくんだということでもございましたけれども、先ほど壇上で質問しましたように、28年度に立地検討業務というのを発注しまして、その成果は28年度中に出ております。今年度、その成果をもとにJR側と一定の調整協議を進めておるといふふうに伺っておりましたけれども、その内容、先ほどちょっと触れられましたけれども、利用者の需要見込みであるとか、事業者がどういう方が進出されるのかとか、そういった中身をJR側と協議をされてるんでしょうけれども、JR側は小学校跡地、また、周辺にどういった施設ができるのか、それによって旅客がどのぐらい見込めるのか、そういったことを条件の1つとして協議の中で話をされてるんだと思うんですけども、逆に開発する市としては駅ができるという、この位置へこういう形の駅がいつごろできるというものがちゃんと示されないと、企業に声をかけて、いわゆる計画を進めるということがなかなかできてこない。鶏が早いのか、卵が早いのか、そんな感じじゃないかと思えます。

そういった中で平成29年度、その協議がどの程度されてきたのか。1年かけて立地検討業務の中身がJR側とどこまで詰められてきたのか。その辺がいま一つ、議会のほうにも説明がありませんし、なかなか先が見えてこないということだろうと思えます。これはぜひとも、その辺の協議内容を説明していただきたいと思うんですけども、ものによっては支障が出てくるということで説明もしにくい部分はあると思うんですけども、前に進めていくということが内外的にちゃんと確認をされていかないと、先ほど質問にありましたように、いつできるんかと、ほんまにできるんかいというような声がほんとに多く聞かれます。聞かれても、いつかできるでしょうと、そのいつかできるでしょうというのは何十

年も前から言われたことであって、ほんとにつくるまでの工程が明確になっていない。じゃあ、いつ明確になるのかということになりますと、これもまたわからないということですので、ほんとに小方のまちづくりを考えたときには、小方駅というのをまずは明確な工程を示していただいて、それに向けていろんな企業が手を伸ばしてくるんだろうというふうに考えます。

そこで、早く進めるためにも、先ほど答弁の中でも現状の体制でやっていくんだということでもございましたけども、昨年11月に御存じのようにJR岩国駅が橋上化をされ、自由通路もできて周辺の整備も完了しましたけども、ほんとに見違えるようになりました。また、JR廿日市駅もJR大野浦駅も相次いで橋上化や自由通路が完成をしまいいりまして、本当にまちが変わっていくなという感じを目の当たりにしております。こういった橋上化、あるいは自由通路というJR絡みの事業は、岩国市や廿日市市にとっても大変大きな重点事業であったかと思うんですけども、どのように取り組まれてきたのか。どのような体制で何年ぐらいかかったのかというようなことがもし情報として把握されておれば、まずその辺、1点目を聞きたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） 組織体制ですけども、組織体制について詳しくはわからないんですけども、岩国駅につきましては、専門の部署を設け、駅とか駅広場の整備だけでなく、駅周辺の開発等の計画、調整も担当されているというふうに聞いております。また、廿日市市につきましては、駅整備事業の専門の部署を設け取り組んだというわけではなく、他の事業、道路等そういった事業も担当しながら、廿日市駅、大野浦両駅の整備を行っているんだというふうに伺っております。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 岩国駅については、この前、岩国市長さんと話をする場がありまして、そこで市長さんに駅がよくなったですねっていう話をしたら、市長さんもすごい自慢そうにうまくできたんだと。その秘訣は、JRの事業でございますので、国交省からJR担当部局の職員を2名派遣していただいて、市の中にその部局をつくって、JR側と交渉、対応していたんだというお話ございました。そのことによって、すごくスムーズに、また負担も少なく、いい駅ができたということでございます。廿日市のほうも岩国と同じように対応されたのかなというふうに思いましたけども、今、御答弁ありましたように、現状の体制の中でそれを専門的にやったということでもございます。片手間にするという事はなかなか難しい、時間もかかるわけでもございますので、ぜひとも、その現状の体制の中でも人員を少しでもそちらのほうへ割いていただきながら、体制をつくっていただきたいというふうに思います。

それと、小方駅については新駅ですから、岩国駅や廿日市の大野浦駅とはちょっと違う、既存の駅との改築とは違う、新しい場所にぽんつくるわけですから、既存の利用者をどういうふうに安全対策しながら工事をするかということとはちょっとレベルは違う、非常に簡単に、こう言っちゃ何ですけども、事業としては容易に図れるのではないかなというふうに思います。そういうことも含めてJR側と積極的な協議を進めて展開をしていただき

ながら、早くその案を示していただきたいと思うんですけども、先ほどありました、何案かJR側に概略案を提示して、その中からまた調整が要るんだろうと思いますけども、できるだけ早くその形を、どの位置にどういう形になるのかという、細かいことは実施設計をしていかないとわからないんですけども、概略の絵で結構なんです。つまり、このあたりにこういう駅ができるんだというパースを早くつくっていただいて、それを内外に示していく。そのことによって内外での関心が高まると思いますんで、そういう作業を積極的にやっていただきたいと思います。

それで、いつまでにとという部分で、今年度の先ほど説明ありました200万円でJRとの協議をする中で、必要な部分があればそれで対応するんだということでございますけども、200万で足らなければどうするかということと、いつごろまでに公表できるものが仕上がるのかという、ここについてお聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 都市計画課長。

○都市計画課長（中司和彦） まず、スケジュールでございますけども、鉄道事業者との協議について、これまでの経験とか、他の事例からも相当の時間を要するというふうに考えております。特に新駅を設置するということになれば、協議が調うまでには相当の時間がかかるものと思われまます。今後の新駅設置のスケジュールについては、現時点お示しすることができない状況でございます。

計画案でございますけども、この公表につきましては、関係機関等との協議がある程度調い、実施が可能と判断される段階において公表しないと実施可能かどうかわからない、流動的な計画を公表するということになりますと、関係する住民の方、皆さんにも混乱とか御心配をおかけするようになります。また、関係する鉄道事業者としても、事業決定していない状況での公表については事業展開にも影響を与えるということで、計画の手戻りとか、そういったことも懸念をされます。このようなことから、鉄道事業者との協議が調ってない、ちょっと進んでいない現段階においては、いつ図面が示されるかというのはちょっと回答ができません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） なかなかいつごろまでにというお答えがいただけないようでございます。できるだけ早い時期を目指して努力をしていただきたいと思ひますし、それに向けての人員の確保についても市を挙げて、この事業に取り組んでいかないといけないというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして、2点目の河川の維持管理の件でございます。

先ほども答弁のほうにありましたけども、県の堆積土砂除去計画というのがありまして、これは県の管理する河川、つまり2級河川のことかと思ひますけども、これに関しての対策工事であろうと。昨年度末、これは平成28年度から平成32年度までの工事ということでございますので、昨年度末の進捗状況でいきますと、全体事業の1割強にしかすぎないということでございました。これも三原市と三次市の県会議員の方からそういう指摘を受けて、県の議会のほうの一般質問でそれに答えたものでございますけども、大竹市の2級河

川といいますと大谷川、玖島川が相当すると思うんですけども、これの除去計画はどういうふうに現在なっていますか。それと、もう手をかけているのか、まだ今からなのか。その辺、把握をしておられれば聞かせていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） ただいま質問のございました、広島県管理の河川でございます。

広島県が管理している区間が尾瀬川水系で今、玖島川、栗谷の地区でございます。広島県のほうでは、土砂の撤去状況につきましては、平成28年度から実施しております。主には大栗林地区小栗林地区でございますが、平成28年度はおおむね90メートルの区間につきまして、約400立米を対応しております。さらに今年度なんですけど、これもやはり栗谷の区間なんですけど、おおむね500メートルにつきまして、約2,000立米弱の撤去を計画しております。これは30年度もまだ完全には済んでおりませんので、引き続き対応する計画というふうに伺っております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。

県のほうでは、そういう形で計画をつくり、調査をし、着々と堆積土砂、あるいは樹木群を除去しておるということでございますけども、大竹市の河川については先ほども答弁ありましたように、まだ調査すらされていないということでございました。

県のほうは平成26年の8月の広島北部豪雨災害を受けて、そういう河川の調査をしてきたと思うんですけども、国のほうも、これは昨年の7月の九州北部豪雨災害、これを受けて全国中小河川の緊急点検というのをしております。去年の12月にその結果を踏まえて、中小河川緊急治水対策プロジェクトというのを取りまとめております。この中で、今年度から平成32年度をめどに全国で700溪流、500河川、それと土砂の取り除きは400河川で300キロ、洪水時の監視、これは監視カメラをつけるということですけど、5,000河川で5,800カ所、カメラを設置するというでございます。全体の事業費は、林野庁や治山事業を含めると4,300億円に上るとというのが国交省のほうのホームページのほうに載っております。

この、まず緊急対策の中での河川内の堆積土の除去でございますけども、これをまずは一番に取り上げてやっているようでございます。それとあわせて、コンクリートで全部潰した堰堤が、昔の堰堤はそういうタイプが多いんですけども、そういったコンクリート断面の堰堤は不透過型とって、要するに全部とめてしまうというようなタイプでございます。最近の堰堤は透過型砂防堰堤ということで、真ん中に大きな鉄骨を組んで水だけを流すと。樹木や大きな石はここで食いとめるんだというようなタイプの堰堤でございます。そういった透過型の堰堤に改良するという事業も国のほうで、このプロジェクトの中でやっていくということになっておるみたいでございます。国も県もそういう形で河川の維持管理について、いわゆる減災・防災のために緊急に予算をとってやっておるわけでございますけども、大竹市は先ほども紹介しましたように、今年度200万、来年度200万。200万でどのぐらい仕事ができるのかなと思うと、ほんとちょっとしかできません。多くのそ

ういう河川を維持していこうと思ったら、とても間に合わないような状況ではあります。

そこで、国や県がこれだけ緊急的に予算をつけてやっていかないといけないということを考えているわけですから、その辺の状況をもっと早く調査もし、国や県のほうにいわゆる支援の要望をしていくべきではないかと。市内の国や県が管理する河川はわずかといいますか、一部でございます。ほとんどは市が管理する河川となっておりますので、雨が降るのは国や県が管理する河川だけではございません。市が管理する河川にも当然雨は降るわけございまして、それに対する対策というのを国や県を挙げてやっていただく必要があるんじゃないかと思えます。そのことを強く国や県に言っていただきたいんですけども、そのあたりについてどのようにお考えがあるか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 大竹市の今ある恵川、大膳川、三ツ石川、主に3河川でございます。これに対する砂防堰堤等を整備されている中で、昭和29年のルース台風以降、今、整備されております。昔のタイプは今ございましたように不透過型でございます。土砂がたまることによって堰堤の幅によりまして河川が広がる、落差高ができるというタイプで、さらに雨がたまれば、この土砂を合わせて下流に流れていく。それを繰り返し緩やかな河川ができていくという状況でございます。

今、国のほうで示しました緊急河川点検なんですけど、あくまでも河川法にございます1級河川、2級河川、国・県管理の中小河川でございますが、大竹市は恵川等は今対象になっておりませんが残念なところでございます。

今後の対応なんですけど、現状でのやり方を当面続けるしかないところでございますが、今、賀屋議員からございました、現状の方法に対しての今後のお金のかけ方であったり、また、広島県のほうにもまずは相談ということから始めていくしかないのではないかと考えております。少ない予算でございますが、200万円、なるべく優先順位をつけて、めり張りをつけながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） 200万円しかないんだから200万円の仕事しかできないというようなお話でございますけども、特に今からの大雨が降る時期におきましては、先ほど紹介しましたように、いつ記録的な豪雨になるかもわかりません。大竹だけがそんな雨が降らないんだという保障は全くありません。そんなことで、恵川にしても大膳川、新町川にしても、一回大きな災害を受けて復旧をしておりますけども、それからもう60年余りたっておるわけございまして、それに入ってくる溪流もそれぞれ荒廃もしております。そういう中でほんとに大きな雨が降ると、その危険溪流という支川のほうから土石流が流入をして、それがまずは堰堤に到達すると。その堰堤で本来土砂だめがあって、そこで一旦とまるものも、今はそういった土砂だめの余裕がある堰堤はございません。ほとんど満杯でございます。そうすると、その堰堤を乗り越えて、ずっと下流に流れていく。下流に行けば当然橋等ございまして、橋の桁にかかったり、橋脚にかかったりして、いわゆる河川の断面が流木で阻害をされるというのが洪水被害のまずのパターンでございます。そういうことが

容易にどこの河川も想像できるわけでございます。そういったことから、まずはよく調査をしていただいて、それも緊急に調査費を組んでいただくなり流用していただくなりして調査をして、どのぐらいの事業量があるのかと。どれぐらい全体でかかるのかと。全部きれいにしようと思たら何億かかるんだと。それを単独でやっていくのはもう大変だと。そういうデータをもとに、県や国に要望していくということが効果的ではないかと思うんですけども、そういうことを踏まえて、いろんな会議があると思うんですけども、市長さんにおかれましては全国市長会があるかと思えますけども、そういった場面で全国の首長さんのほうからの声というのはどのような声が上がってるのか。また、そういう場面で、今のような要望を出して検討していただけるのか。そのあたりについて、最後になりますけども、市長さんのほうから御見解をいただきたいと思えます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 全国の今の治水関係では、1級河川を大竹は持っておりますので、その関係で国土交通省にお伺いすることが多ございます。その中で、砂防部長さん等にお話しする中で、国はこれから中小の河川もしっかり目を届けるというお話もいただいております。その辺のことで国の施策に合わせまして、恵川、大膳川、新町川、過去に氾濫したことがあると、その災害がどの程度だったかもきちっと調査した中で進めていきたいと。さらに、物理的に対応ができない部分については早くに逃げていただくようなことで、監視カメラ等も考えて設置するようなことをすることで、市民の皆さん方が安全を確保できるようなことを進めてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 賀屋議員。

○3番（賀屋幸治） ありがとうございます。緊急にやらなければいけないことがたくさんあるかと思えますけども、この河川の安全対策につきましては、ほんとに住民の生命、財産にかかわる直結した問題でございますので、くれぐれもこの件について進めていっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 創政会の山本でございます。今回、私は今、国際的にも、また国内的にも全ての人たちが真剣に考え取り組みべき課題、核兵器の廃絶の問題。そして、また、日本の憲法が今危ないと言われるように、再び戦争への道を進もうとする安倍政権への批判の声を一日も早く広げて国会発議をやめてもらうような、そういう世論をまとめるときだというふうに思っております。さらには、岩国米軍基地が際限なく強化をされて、我々のところに、これからの岩国基地の米軍機数が130機になるだろうというふうに説明をされております。したがって、今でも阿多田を初め、米軍機の騒音による島の皆さんの何とかしてほしいという声、これは全市に広がる可能性もあるし、何よりも問題なのは、大竹市は石油コンビナートを抱える都市であります。

私が今回質問をさせていただき上で、幾つかの資料を担当の職員の皆さんからいただきましたが、このコンビナートの災害防止に関して、米軍の軍用機による事故に対処する規

定はわずか数行です。ほとんどが地震や津波、こういう自然災害に対応する上での規定は非常に細かく、膨大なページ数を割いて計画書なるものが作成されておりますけれども、岩国基地に駐機して、これから頻繁な飛行訓練が展開されるであろうという、このことについてはわずか数行。しかも、その規程なるや、民間航空機に適用される規程が記載されているにすぎません。私はこういう現在の石油コンビナートの防災対策に関する計画、要綱、規則、こういうことについて、市長初め、担当の消防署の皆さんが鋭意取り組んでいただいて、市民が安心できるような、そういう対策を示していただきたいという思いでございます。前段が長くなりましたが、本題に入りたいと思います。

市長の手元に通告をいたしておる、この私の通告書、最初に核廃絶に向けた取り組みについてお伺いをいたします。

昨年7月7日、国連での交渉会議で、国連加盟国のうち122カ国、地域の賛成で採択された核兵器禁止条約。この条約は、50カ国が批准の手続を終えた後に、90日後に発効するというふうにされております。平和首長会議に加盟する大竹市が条約発効に市民の皆さんの願い、被爆された被災者の皆さんの思い、そして大きく国際世論を動かし、昨年7月成立をした核兵器禁止条約、この発効を実現する上で、日本の政府もまた条約加盟の姿勢が示されるように、これからの取り組み、とりわけ平和首長会議の一員として市長の思い、できる限りのこれからの取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

次に、憲法改正問題についてでございますが、今、安倍政権のもとで憲法9条の改正が日程に上ってまいりました。条文は一項、二項を残すが、三項を追加して自衛隊を書き込み、戦争をする役割を担わせると。こういう狙いのもとに憲法9条の改正論議がこの3月25日、自民党の党大会で成文化されれば、秋の臨時国会、あるいは通常国会に発議をする、という段取りでございます。今、この憲法改正問題をめぐっては、安倍総理が最高顧問としてその座におられる日本会議。ここには、今の日本の憲法は占領軍の押しつけ憲法だ、こういうことを論拠に明治憲法への復興を願う方々が自民党国会議員多数を組み込んだ組織の中で、憲法改正へ向けた世論づくりに力を注いでおられます。

しかし一方では、市長や町長、あるいは知事、こういう現職の方でも憲法9条を守ろうという呼びかけのもとに連帯の輪が広がっております。現職である市長や町長さんはなかなか自分の意思をあからさまにはできかねる。今の力関係のもとでジレンマもあるようですが、しかし憲法9条の改正は阻止すべきだということで、それぞれの事情や立場を超えて、9条改正阻止、発議をやめてもらいたいという声を国民に届けて、その運動に大きな役割を果たされているところでございます。実は、私もこうした憲法改正問題に関する国民各階層の取り組みに改めて意を強くいたしまして、憲法9条を守る会、あるいは今、全国民に呼びかけて3,000万人の憲法反対の署名をやろうということで、憲法会議なるものがその役割を大きく果たしておりますけれども、せんだって私もこの憲法会議の一員として、微力ではありますが、1人でも2人でも市民の皆さんの思いを安倍総理に届けたいということで、許す範囲の時間を割いて、市民の皆さんにも声をかけているところでございます。

そこで市長にお伺いするんですが、憲法問題は単に日本が戦争をするかしないか、そういう国づくりをやるかやらないかということも大きな問題ですが、そこだけの問題にとどまらない、国民にとっては毎日の暮らしの中に憲法を生かすかどうかという問題でもあります。入山市長も市政を担当されて、今の日本の憲法の中に地方自治という規定が書き込まれておりますけれども、明治憲法には住民自治とか地方自治とかという規定はありません。ここに現職の市長として、住民自治の本旨とは何か。そして、また、憲法に規定をする国民の基本的な人権の問題、これを守るのかどうか。暮らしの中に国民の権利が生かされる、地方自治が生かされる、そして不断に市民の安全、福祉が向上する、こういうことが憲法に条文化もされ、規定をされているところでございます。私は改めて現在の憲法を学びながら、この憲法がひとしく国民の基本的な人権を守り、戦争のない平穏な社会に向けての大きな力になるように、私もかなり年をとりまして、若いときのようになかなか行動的には制約を受ける年代になり、また、その影響もあって、思いもややもすれば後ろ向きになるような局面も経験しますけれども、改めて私はこの憲法問題、核廃絶の問題につきましても、経慮老残、昔日未練の思いを持ちながら、これからも精いっぱい取り組んでいきたいというふうに思っております。憲法問題についての入山市長の忌憚のない御意見なり、思いをひとつ聞かせていただきたいと思います。

最後の問題ですが、冒頭で触れましたように、大竹市の災害要素としてはたくさんございます。自然災害はもちろんのこと、今、触れておりますように、コンビナート災害というのは、ただ単に津波とか地震とかだけではない。軍用機、航空機による不測の事故さえ予測をしなければならない問題ではないでしょうか。

そこで率直にお尋ねするんですが、このコンビナート防災に関しては防災対策会議というのがありまして、年に1回、会議を開くという規約になっておるんですが、これが開かれておらんのですね。先般の委員会でも指摘をしましたが、この7年間、規約に基づく会議が開催をされておらない。一方では、岩国基地に駐機する米軍機もふえよる。それにつれて訓練回数もふえる。事故につながる要素が日増しに大きくなっておる状況で、なおかつ規約も守らない。これは一体どういうことなのか。ここに一番私は疑問を持っておるんです。御承知のように、最近全国各地で米軍機の墜落だとか、落下物が校庭に落ちたとか、保育所に落ちたとか、こういう事故が多発をしております。大竹でそういう事故がないとは言えない、心配もあると思います。だからこそコンビナート災害の防止、安全確保についての日ごろの組織的な対応、行政の責任を果たすべき大きな責任があるというふうに思うんですが、このことについて、なぜ会議が開かれないのか。米軍機に対する飛行ルートや訓練の時間帯、こういうことについての規制はあるのかないのか。なければ、市として米軍側や防衛省にその規制策を申し入れるべきではないかというふうに思うんですが、その辺のことも含めて、市長初め、担当の消防長のほうで意見なりお考えを聞かせていただきたいと思います。

登壇しては以上の質問にさせていただきますが、御答弁のほう、簡明で市民の皆さんが安心できるような、心ある答弁をお願いいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 平和を願われる議員の温かいお気持ち、痛いほど伝わってまいりました。誰もが平和を願い、争いは愚かであると知りながら、悲しいことに人類は平和のために血を流し、また、全世界には想像を絶する、約1万5,000発との推計もありますが、そういう核兵器が今なお存在する現実がございます。身をもってその恐ろしさを、理不尽さを体感されました議員のお言葉、しっかりと胸に刻まさせていただきました。

それでは、山本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の核廃絶に向けた取り組みと、2点目の憲法改正については、平和への取り組みとして一括でのお答えとさせていただきます。

核兵器廃絶への取り組みにつきましては、平成28年12月、平成29年3月の一般質問でもお答えいたしました。実現の日を迎えるまで訴え続けていく必要がございます。とりわけ戦争被爆を経験した広島県として、そして、地域義勇隊や学徒動員など400名を超える多くのとうとい命を奪われた大竹市として、核兵器の悲惨さ、愚かさを忘れることがあってはなりません。毎年8月6日には、今もって本市では総合市民会館前で平和記念式典が行われ、市民の皆様が祈りをささげてくださっておりますのも、こうした気持ちを込めてのものと感じております。

昨年取り組みましたヒバクシャ国際署名では、職員だけでなく、市民の皆様からも御賛同をいただくことができました。議員から御提案をいただいたおかげと改めて感謝申し上げます。この国際署名は、平均年齢が80歳を超える広島・長崎の被爆者が小さな声を上げたことに端を発しています。世界中で多くの賛同を受け、わずか1年3カ月後の昨年7月には、国連で核兵器禁止条約が採択されるまでに至りました。本条約の交渉開始の決議案に日本が反対したことはまことに残念ではありますが、本年3月にカザフスタンが調印し57カ国となりました。このうち条約を批准しているのは5カ国で、条約の発効要件である50カ国の批准には遠く及びませんが、核兵器のない平和な世界を実現していくためには、誰もが心に持つ、ごく当たり前の気持ちや願いを外に向けて表現すること、発信することが大切でございます。

一人一人の行動はごく小さなものかもしれませんが、平和首長会議や非核宣言自治体協議会などの組織と連帯することで、大きなうねりとなることを期待しております。毎年8月に行っております平和への思い展においても、お越しいただいた皆様の気持ちを行動に移すことができる場となるよう、被爆者署名のコーナーを設けていきたいと考えております。

憲法9条の改正については、昨年5月に安倍首相が2020年までに改正する意思があると表明されました。マスコミでは、自衛隊の存在の憲法解釈や改正素案がどうなるかなどさまざまに報道されておりますが、具体的な中身が明らかでない状況において、改正の是非について意見を申し述べる立場にはないものと思っております。

大切なことは、憲法改正の議論がしかるべき機関で十分に審議され、その目的や内容、暮らしへの影響などの情報が国民に正しく開示されることだと思います。そして、仮定の話にはなりますが、憲法改正案が発議され国民投票となった場合には、国民の一人お一人

人が正しい情報に基づいて、それぞれの意思で判断、投票できる環境を整えていただくことが重要であろうと思います。しばらくは動向を見守るしかありませんが、先の御質問でもお答えしましたとおり、平和で穏やかな世の中は、誰にとっても共通の願いです。二度と繰り返さないと誓った過ちを、再び犯すことがあってはならないという思いは私も常に持ち続けております。

続いて、米軍岩国基地の増強による事故等の不安、心配の増長についてでございます。

米海兵隊岩国航空基地の周辺地域で発生した航空機事故につきましては、本市も参加しております米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会で緊急措置事項を定めており、各関係機関で連携して事故対応に当たるものとされています。近年、その開催がなく、協議会の役割が十分に果たされていないのではないかと御懸念でございますが、事務を主幹する中国四国防衛局に確認したところ、会の開催の実績と航空機事故への対応は同期しているものではなく、ふだんから当該連絡協議会の機能が十分発揮できるよう、各関係機関と緊密な連絡体制の構築に努めているとのことでございます。万が一、航空機事故が起きた際には、地域防災計画や石油コンビナート等防災計画に沿って対応するとともに、連絡協議会の関係機関と協力して対応することになります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 消防長。

〔消防長 橋村哲也 登壇〕

○消防長（橋村哲也） 消防本部の対応については、私のほうからお答えさせていただきます。

コンビナート地区で航空機等に起因した事故が発生した場合は、毒・劇物等の製造・貯蔵施設に重大な影響を与えることが予測されます。仮に山本議員がおっしゃるような過去に経験したことがない事故、または事件が発生した場合、速やかに正しい情報を伝達することが大切です。被害状況の把握や情報収集が円滑に進まないことが危惧されますが、岩国・大竹地区コンビナート等防災計画や大竹市地域防災計画に従って、また、新たに平成24年度に策定された大竹市災害対策防止マニュアル石油コンビナート等災害編に従って、関係企業はもとより、市の対策本部や警察、海上保安署等の関係機関と密に連携し、災害の鎮圧に向けて務めてまいります。

もう少し具体的に申しますと、製造施設や貯蔵施設等で漏えい、火災、爆発等が発生した場合の対応手順や関連した毒・劇物等の危険物に関する情報は、警防計画として消防で管理をしております。事故、事件の発生の際には、これを基本に対応することとなります。コンビナート企業は、国の定める毒物・劇物等に対し、さまざまな法律で定められた取り扱い基準に従って、二重、三重もの安全対策を施し工場の運営を行っておりますけれども、万が一、消防本部では重大な化学災害が発生したときの備えとして、平成24年度に高度の専門知識と各種資格を有し、化学災害に特化した機材等を整備した化学機動部隊O T A K E・H A Z M A Tを発隊したことは御承知のとおりです。

消防本部としまして、災害対策本部等の関係機関にいち早く正しい情報を伝え、市民の皆さんが落ちついて行動していただけるよう努めるとともに、災害の鎮圧に取り組んでま

いりたいと思います。

以上で、山本議員への答弁を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） 核兵器の廃絶の問題で、この国連で条約の成文がされて、これを実際に発効するには50カ国の批准がなければならないとされてるんですが、しかし、今、国際的な世論の動向を日々伝えられる範囲で私は理解しておるんですが、被爆者のこの取り組みなり、また、核兵器廃絶を目指す国際的な連帯組織の活躍の中で、条約の発効に向けた取り組みが日増しに広がり強まっているというのが伺えるわけです。

そこで、この条約の核心は何かということ、改めて認識を私もしなきゃいかんと思うんですが、国連で決まったこの核兵器禁止条約の核心は、核兵器が初めて違法化された。つくことも使うことも運搬することも違法だということが、この条約の中に規定をされたという、初めてのことなんですが、ですから、核保有国が今では抑止論を盾に、核を開発したり持つことは当たり前だというふうな態度をとっておりますけれども、国連加盟国193カ国のうち、162カ国が今では核兵器廃絶に向けたサインを示す状況ですから、私は一人一人は微力であっても、連帯をして協働すれば大きな力になるし、それぞれの国の政府を動かす得る巨大な波をつくることができると思うんです。それで、この条約が国連で決まったときのアンケート調査なんですが、日本政府に条約の加盟を求めるべきだと、こういう意見が95.4%、核兵器禁止条約が国連で採択をされて、加盟国の圧倒的多数が賛成をしたと、とても意味がある71.3%、しかし、それでも余り意味がないというのも2.8%ある。ですから、全て今、100人が100人意見が一致し、思いが一致している状況ではありませんけれども、少なくとも核兵器廃絶に向けての世論は前向きに大きくなりつつあるということというふうに私は理解をいたしております。

そこで、大竹市も加盟する平和首長会議、この首長会議の役割も非常に国際的にも高く評価がされておりますし、これからの取り組みも期待が大きいわけです。昨年8月段階で平和首長会議に加盟する162カ国、7,417の都市、これだけの規模に広がっておるわけです。それで、先ほど市長のほうから話がありましたように、昨年、国連での条約の成文化に向けた取り組みの過程で、3月の末に大竹市の広報にも掲載されましたが、条約の発効に向けて国連が条約を採択するよという署名を公共施設のロビーに置いてもらって、市民の皆さんもそれに賛同された方も少なからずあったというふうに聞くんですが、こういうこと一つ一つの積み上げが世論を動かし、関係機関の思いを前向きにさせるんだというふうに私は思います。

それで、この平和首長会議の会長でもある広島市長や副会長である長崎の田上市長は、安倍総理に対しても、河野外務大臣に対しても、日本政府は核保有国の傘から離脱して、条約の加盟国になるよという要望書を昨年手渡されております。また、全国の多くの加盟首長が今展開をされているヒバクシャ国際署名、これは3,000万を日本では目指しているんですが、各団体、個人に協力、賛同をお願いして展開をされております。改めて、こうした平和首長会議と足並みをそろえて、大竹市もできる限りの協力をしてほしいという思いでございますけれども、市長のさらなる前向きな取り組みをお願いしたいんですが。

それで私、入山市長がこの平和首長会議に加盟をされて、内外へのメッセージを発信されておることを最近のメディアの紙面を見て非常に心強く感じたんですが、僭越ですがちょっとこの場でメッセージなるものを紹介させていただきたい。「昭和20年8月6日、8時15分、人類史上初めての惨劇から70年が過ぎようとしています。大竹市では、国民義勇隊や学徒動員で広島に赴いていた数多くの市民が原爆の犠牲となりました。原爆の悲惨さを身をもって体験した私たちは、核兵器による惨劇が二度と起こらないよう懸命に取り組んでいく責務があります」非常に心強いメッセージが発信されているんですね。「広島から日本中、そして世界中に向けて平和へのメッセージを発信し、核兵器の廃絶と世界の恒久平和が一日も早く実現することを心から願っております」私は、ここに述べられている、「原爆の悲惨さを身をもって体験した私たちは、核兵器による惨劇が二度と起こらないよう懸命に取り組んでいく責務がある」この言葉に非常に私自身も激励を受けました。改めて、これからの取り組みについて、可能な限りの市長の思いを市民に示してもらい、国際世論との連帯を強めていただくように、重ねてお願いをいたします。

憲法問題ですが、現職の市長としては、今の状況のもとでは言いづらい。自分の意思を率直に表明するのも、いささか遠慮せざるを得ないというふうな局面もあろうかと思うんですが、しかし、憲法に規定する住民自治の本市、また、市民の基本的な人権を擁護しながら、日常不断に安全と福祉を向上させるという、これはどんな立場の人であっても、守るべき基本的なものだというふうに思うんです。したがって、その立場を明らかにして貫こうとすれば、今の安倍政権のもとではいろいろとジレンマもあろうかと思うんですが、しかし、志はやっぱり憲法の令に基づいて発揮できるように、その意志を貫いてほしいというふうに思うんですが、その限りにおいて市長の今の思いをひとつ、素直な言葉で聞かせてもらいたいんです。また、そのことが国民一人一人が守るべき憲法の基本を踏まえて、憲法改正の動きを封じて、日本の憲法が暮らしに生かされるように、その政治を実現させる力になるように努めていきたいというふうに思うんですが、もう一度、ひとつ御答弁をお願いします。

それで、今、消防長のほうから答弁があったんですが、この開催いうのはあれですか。大竹市が要望するとか、開催をしたらどうかというふうにお問い合わせするとかいうのはできないことになってます。どこが招集権持つとる。招集がないからしょうがないよというわけにいかんでしょ。招集があろうがなかろうが、事態が不安であり、その危険性の度合いが大きくなるということは、現場の消防署なり大竹市が感覚的にも日々持つとるわけですからね。だから、この会議が開かれて安心できるような防止対策なり、不測の事態に備えた対応策を持つというのが大事だと思うんです。この防災計画の中には、私もこういうことを大竹で今までやったことがあるのかなというような規定が目についたんですが、その1つは、大竹なら大竹の行政分野に責任持つ担当が決まっておりますよね。総務は何をするとか、福祉部は何をするとか。この防災計画の中にも、そういうふうになっとんですね。それでちょっと聞くんですが、私は大竹市が今まで、このコンビナート防災に関して、庁内で規定通り、日ごろから市民に対しても負うべき責任のある行政機関が、立証的に系統的に啓発活動に取り組むべきだという規定がありますよね。そういうことをやられたのか

どうか。私にその記憶がないので聞くんですが、教育長に聞くんですが、このコンビナート防災の中では、たくさん貯蔵されとる劇薬や毒薬、こういう貯蔵タンクが爆発すれば、あるいは破壊されると、800メートルなり、1,200メートルなりの範囲で人体にも影響を与えるというふうになつとるんよね。そうすると、一番近い学校なりね、というふうな、この児童生徒の安全をどうして守るん。また、このコンビナート防災に関しては、こういう被害は一次的、二次的にも発生すると。こういうふうな認識を立証的に児童生徒や市民に啓発をすべきだという規定になつとるんですよ。そういうことをおやりになったことはあるんですか。

それから、特に福祉の分野では、社会的に弱い立場にある人たち、保育所の園児、自力ではなかなか避難もできにくい、こういう災害事態に対応する認識も乏しいという子供たちや、社会的に弱い立場にある人たちへの日ごろの啓発活動、対応を今までお考えになって、それなりの取り組みをされた経緯があるのか。

それから、一番大事な、ここに平成24年11月13日、こういうのがあるんですね。米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱というの。ですから、想定をしとるのはしとるんやね。しとるんじゃが、私が心配するのは、コンビナートの上空とか市街地への上空を飛行ルートとして訓練域にしてはならないというふうなことを、米軍側や防衛省等の関係機関との間で協定でも結んでおられるのか。どうなつとんですか。この大竹のコンビナートの上空内、市街地の上空を飛びませんよと。で、飛行機の飛行高度は300メートル以下じゃいけませんよとかいうような、いろんな安全規定があると思うんですが、それは大竹市も協定を結んでおられないんですか。なけりゃないようにひとつ考えてもらいたいいうんかね、あつてもなかなか米軍は守ろうとしないというのが現実ではあるんですが、それでも協定を結べば世論を背景に、防衛なり米軍なり動かせるよりどころになりますからね。ぜひ、そういう方向でひとつ考えてもらいたいと思うんですが、わかる範囲でひとつ答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 答えれるところからどうぞ。

危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、まず、岩国基地の米軍機に対します飛行ルート等のことについてお答えをいたします。

現在、大竹市の中では、特に米軍との協定事項というのは結んでおりません。ただ、今、国と岩国市等に基づいて、コンビナートがございますので、コンビナートの上空は飛ばないというような合意事項はされていると聞いております。

また、避難訓練等につきましての内容の御質問でございますが、大竹市においては、地域住民と毎年自主防災組織、自治会等を対象としまして研修会を実施しておりまして、啓発を行うとともに、自治会単位で行う避難訓練にも防災職員を派遣し、防災について一緒に考えていく機会を設けさせていただいております。

また、ちょっと御質問と前後するんですが、大竹市内にあるコンビナート工場群に航空機が墜落した際の対応について、国の見解をいただいておりますことを御紹介させていただきます。中国四国防衛局からは、滑走路沖合移設により周辺地域の生活環境への影響が少な

い形で、安全な航空機の運用が可能となっていると考えている。しかし、万が一、米軍や自衛隊機による事故が発生した場合には、速やかに関係自治体に情報提供を行い、職員を現地に派遣し、被害状況を把握するとともに関係機関と連携し、最小限の被害にとどめるよう努め、さらには防衛省、自衛隊として事故原因の究明、再発防止を徹底するとの見解をいただいております。

もう1点、米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故に関する緊急措置要綱等を締結している部分についてでございます。

先ほどの答弁の中にもありました連絡協議会、これは中四国防衛局が主催し、事務所掌を行っている会でございます。近年では、毎年の形式的な開催について、米海兵隊側からスケジュールの調整が困難であるという形で難色を示されているということでもありまして、開催に向けて現在調整が図れない現状にあると聞いております。また、各地で航空機事故の発生を受けまして、安心安全への不安が募ることと思いますが、できるだけ早い連絡協議会の開催に向けて中四国防衛局とも調整を進めていると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 御質問の平和に対する考え方を述べさせていただきます。

公的な立場で行政を執行するという立場では非常に言及しにくいということでございます。ただ、大竹の市民を代表して、大竹市、大きな原爆の被害を受けた中で、皆さん方が平和に希求されるそのお気持ち、そのことは非常に大切に思い、自分自身の経験からも大切に思っていきたいというふうに考えております。そういう意味で、憲法につきましても、アメリカと旧ソ連、それから、今はアメリカとロシアと中国のはざまに立ちながら、奇跡的な憲法を持ちながらバランスよく平和を守ってきた、国の状況を、これから先、果たしてどのように守っていけるのかと。これは国民的な議論で中立に立って、みんなで幅広く議論した中で国民皆さんで決めていくべきことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 教育長。

○教育長（大石 泰） 災害発生の際には、やはり、まず情報収集に努めて、その情報に基づいて迅速かつ適切な対応をとることが何よりも重要だと思っております。学校においては、今、さまざまな状況を想定して、計画的に訓練を行っているところでございます。

コンビナート災害につきましても、とりわけ有害物質、有毒物質に関する情報を消防署など関係機関との連携により速やかに収集、迅速かつ適切な対応をとり、安心安全に努めたいと考えております。また、校長会等も通じて、そういった情報を提供しているところでございます。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 保育所における訓練等の御質問ございました。

航空機事故等による石油コンビナートの災害を想定した訓練というのはしてはおりません。ただ、特にさかえ保育所でございますが、石油コンビナート地域にあるというのは十

分認識しておりますので、万が一の避難における、どういう行動とったらいいかというのは、職員も十分認識しております。特に、何年にか1回、広島県の石油コンビナート防災訓練というのが大竹市でも開催されますが、前回行われた石油コンビナート防災訓練におきましても、さかえ保育所の職員、保育所のお子様、参加させていただいております。職員においては、常に石油コンビナート地域にあるということについては十分認識しておりますので、万が一のときには市の災害対策本部と十分な連携をとりながら、職員及びお子様方をいかに安全な地域に避難させるかどうか。どういう行動をとったらいいかということについては、日ごろから十分職員間で意識を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 消防課長。

○消防本部消防課長（古木一也） 市民の避難と啓発についてということでございますが、我々、大竹市の災害対策本部運営マニュアルに基づきまして、災害運営対策本部運営マニュアルとか避難広報マニュアルに従いまして、当然避難誘導活動に対応してまいります。

また、ふだん、事業所、学校、保育所、自治会などで行っていただいております消防訓練におきましても、訓練指導に参りまして、避難、訓練につきましても行っていただいております。この避難につきましても、コンビナート災害に特定したものではありませんけれども、基本的には安全に確実に避難していただくということで、その情報を的確に皆様方に市消防としても提示していくということが重要だと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） ちょっと質問の順序が異なりますしたが、今、消防のほうでおっしゃった、日常的にコンビナート災害に関する危険性なり、災害時の対応なりを啓発することになっておるんですが、私が1つ疑問に思うのは、この防災計画書の中では影響を受ける地域として御幸町とか東栄とかいう地域の記載はあるんですが、それ以上のことはないよね、あの計画書の中には。ところが、私がもらった計画書の中の資料集の中に、コンビナート企業の毒薬、それから劇薬、これを企業ごとに拾ってみると何十万トンですよ。それが連鎖的に化学反応を起こして、人体や環境に影響を与えるという重大な事故の際には避難指示を出すとか、避難場所へ誘導するとかいうことが記載はされとるんですが、今、指定された地域だけでも、自治会総会というような機会に、こういう危険性があるって、災害時にはこういう事態になりますと。だから、いざいざときにはどこそこに避難をしてくださいというようなことを、何回か機会をもたれたことはあるんですか。指定されとる地域だけについて聞いたんです。市内全般じゃなしに。そういうことを私、聞いた記憶がないやね。ましてや、今のような量的にも膨大な劇薬、毒薬が貯蔵されて、一旦タンクが破壊されて、連鎖的に企業に影響を与える、環境に影響を与える、人体に影響を与えるような、二次、三次の災害につながるようなことになったときに、市民はどうなるんかと。だから、啓発活動をやっているとかがいうふうにおっしゃるんなら、私も自治会長を10年やらせてもらいましたが、そんなことは1回もなかったわね。最近やり出したん。やり出したんなら前進ですからいいんですよ。しかし、余りそういうことを聞かんで、心配して言

いよるんで。こういう場ですから、現状悪いまま、お互いに認識の度合いは濃い薄いあるかもわからんが、事実でないことを事実のように言わんように、ありのままをひとつ出しおおうて改善策を探るといのがこういう場ですから、率直に話してもらいたい。

それで、こういう事例があったんですよ。かつてシアンとか、クロムとか、こういうものが昔は土佐沖の海域に大竹から船に積んで廃棄しよった。そういう時期があった。そのときに従事していた従事員3人が、シアンの残渣の影響を受けて死亡されたんですよ。シアンなるものは毒薬ですから、これは県の調査の報告によっても、濃度が270ppmのものを海洋投棄しよう。それで3人の従事員が犠牲になったと。これは事実ですから、調べてもらえば。それぐらいの人体へ影響を与える毒薬が貯蔵という事実を、指定されとる区域に、せめて区域の皆さんだけでも認識をしてもらおう。行く行くは、企業から民家までそんなに距離がありませんから、大竹は緩衝緑地帯がないんでね、環境的にも条件が悪いとこなんで、事故が未然に防げるように、逃げるが勝ちという認識を持ってもらおうと同時に、事故が発生しないような事前の対応としては、関係機関が鋭意知恵を集めて、ガイドラインをさらなる密度のあるものにしていく会議を定期的に持って協議をしてもらおうというふうなことが大事じゃないかと思うんですが、その最たる責任者は、担当は消防であっても、責任は市長にあるわけですから、市長がそういったことについてのリーダーシップを発揮されなけりゃいけないのじゃないかと思うんで、市長のほうからもコメントをもらいたいです。

それで、保育児とか、幼稚園児とか、それから、社会的に介護の認定を3とか4とか受けて自宅で苦勞されている方とかありますよね。また、肢体の不自由な方とか。そういうことへの配慮が要るんだと。そういう人たちへの避難誘導を人的にも確保するようにしなさいというのが防災計画の規定なんです。そういうことを考慮しておられます。答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 消防長。

○消防長（橋村哲也） 私のほうから、何でも話してくれただけいうことで、なるべく話すようにしますが、まず、このコンビナート等にかかれてる、資料に載っている何万吨というのは、一応大竹は製造所がありますんで、それが全て貯蔵されているわけじゃないんですね。それと、訓練については、平成24年に実際に災害対策本部とコンビナートの訓練いうことで、一部住民の方にも入ってやっていただいたことはございます。ただ、全地域、今の東栄であったり、栄町皆さん出てもらって、自治会等に言って、これはどうしましょうかという訓練はまだやってません。ただ、今、訓練について1つ入れさせていただければ、先般も、ちょっとこれ関係ないですが、ゆめマートのところにできた高層マンション、そこの自衛消防隊なんかと実際に我々が行って、どう避難するんかということについて、そこの現場に行って訓練しよう、というふうに予防の分に力を入れていこうということは今やっています。来週も玖波地区のほうに出向いて、消防と災害対策関係、それと地域の皆さんと消防団、地域の皆さんと一緒に、これは地震等の災害があった場合ですけれども、訓練をするという状況にあります。

それと、もう1点、爆発したり何かあったときには、1,200メートルも物が飛ぶのではないか。もし、山本議員が言われるように航空機が墜落したり、航空機じゃなくても今は北朝鮮となれば、前済んでますけれども、そういうもので実際に机上訓練をしたこともございます。極端な話、隕石なんかもどこへ落ちてくるかわからんわけで、空からの飛行体に対するというのは、我々もある程度考えておるんですが、ただ、火災爆発有毒ガスの発生ということになったら、爆発が起きるときには気密性が高いところに爆発が起きます。ですから、飛行機か何かで破壊されれば、爆発というのは一度の爆発で終わるわけですね。有毒ガスについても、これについてももう1つ説明させてもらいますけど、くしくもきのうは大津波が来た年です。実際に有毒ガスというのは風に基づいて動くわけですね。ですけれども、あるところにおれば安全な場所というのはあります。そのために最初の答弁のときに申し上げましたように、とにかく予想せぬ出来事、過去に経験のないことが起きたときには、とにかく情報を我々は収集してまいります。ですから、ここに行けば安全ですよ、この避難所におれば絶対大丈夫じゃなくて、情報をしっかり防災行政無線等で聞き取って、それに基づいて皆さんが動いてもらうということを考えていかなければいけないというふうに思っています。

それと、山本議員おっしゃいました、さまざまな有毒ガス出ます。ただ、石油化学コンビナートなんで、可燃ガスがほとんどなんで、火災が起きてしまえば大部分は燃えます。そこについて有毒ガスが出るわ、爆発もする。また、火事も消えないようになるというのは、なかなか皆さんが思っているコンビナート火災よりもやり方というのはいろいろありますんで、まずは情報をしっかりとっていただいて、慌てないということを考えていただいたらというふうに思います。私の私的な意見も入ってますけれども、何でもとおっしゃいましたんで、よろしくをお願いします。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 災害時に要支援を要する方の対策でございます。

市のほうでは災害時、避難をするときに支援を要する方の名簿というのを作成しております。この名簿については自治会、あるいは民生委員さん、あるいは警察のほうにも提供して、そういう事案になったときにはどのような支援をしたらいいのかということで、そういう情報提供してます。ただ、問題なのは、その災害時に要支援を必要な方はある程度ちゃんと名簿が出てるわけですから、その方を誰がどうやって支援をしていくというのがなかなか難しいところでございます。行政の職員がそこに行って付き添って避難ということはなかなか難しいところでございますので、地域福祉の推進の中で、今、地域に出向いてどうやったら皆さんで万が一のときに避難行動ができるかというのを地域に出向いて、事あるごとに地域福祉の推進という中でお願いをしているところでございます。防災担当のほうも地域に出て、あるいは防災講演会とかありますが、その中でもそういうふうな啓発をしているところでございますが、先ほども申しましたように、名簿はできてるけど、一人一人の方をどうやって避難場所まで誘導するか、ここは非常に問題なところでございます。これからも地域の皆さんと一緒にどうやって取り組んでいくかというのは、

これからも一緒になって考えていきたいと思いますので、地域の皆さんの協力もよろしく
お願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 全体に携わる責任者として考え方を述べさせていただきます。

毒物・劇物については国のほうで基準が決められ、その保管の方法についても厳しく指
導があるわけでございます。その法令はきちっと遵守していただくようなことを我々をし
っかり指導をしていく。想定外の方が一が起こったときにどういうふうにするかというこ
とで、大竹では特防協という組織がありまして、数年前でございますが、今まで初めての
状況で、有毒物が漏えいしたときということ想定をした訓練までもさせていただいて
おります。そういうことで十分に企業側と連携をとりながら、市民の皆さん方に被害が及
ばないようなことを、これからも努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（児玉朋也） 山本議員。

○16番（山本孝三） それでは、最後に、私が今回質問のテーマとして挙げた3項目につい
ての質問を、これが最後とさせていただきますが、入山市長は平和首長会議の一員として、
核禁止条約の批准発効に向けての具体的な取り組みについての思いは、市民にメッセージ
として発することがこの場では難しいんですか。率直にひとつそこところ、市民の願
いでもあるし、日本における被爆者の国際的な取り組みの中でも評価をされている中での
平和首長会議の役割が果たされるべきだという期待もあるわけなんで、最後にそこところ
を聞かせてもらいたいと思います。それから、憲法問題も同じように、現職の市長と
して憲法に規定される条項については、いろいろ関係機関との意見の違う局面もあるか
と思っておりますが、しかし、基本姿勢としては、憲法の理念、規定をやっぱりしっかり守って、
市民の不断の安全、福祉の向上に努めるという、その気概なり思いをひとつ最後に聞かせ
てもらいたいと思います。

それから、担当が消防なんで、いろいろ取り組むべき分野もあろうかと思うんですね。
せんだってば、廿日市市との緊急事態に備えての協定も結ばれたし、それから、今言う工
場に使用される毒物とか劇薬とかいうふうなことの、企業の市域外での災害に備えての企
業群との間での応援体制なり協力体制なり地域の伝授なりを求めるといふようなこともお
やりになったということで、これは非常に踏み込んだ市長としての対応だといふふうに私
も思っております。しかし、やっぱり、今、私が触れたコンビナート災害に関しては、言
っては失礼かもわからんが、まだまだ緒についた段階で、市民への普及なり啓発なり、取
り組むべきところはたくさんあろうかと思ひまして、特に関係機関に対する要望につい
ては遠慮せずに、大いに声を発してもらいたいと思うんです。そのことをお願いしときたい
と思います。

時間が少しあるんですが、市長の答弁で終わりにします。よろしく。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 平和を望む気持ち、このことについては偽りなく市民の皆さんを代表
して行動し続けてまいりたいというふうに思います。ただ、平和平和と大きく捉えまして

も、自分自身は人と人との一人ずつの対応について、例えば私とあなたの関係について申しますと、許すというその言葉の重さを感じております。そういう意味で、平和のもとやはりお一人お一人のおつき合い、この辺のことを基本に物事を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後1時20分を予定いたしております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時16分 休憩

13時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、10番、山崎年一議員。

[10番 山崎年一議員 登壇]

○10番（山崎年一） 風の山崎でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、公有地売却に伴う高裁判断について市長の対応を問う。

日本の政治の枠組みは、権力の乱用を防止し、国民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政それぞれに分散させた三権分立の体制であります。申し上げるまでもございませんが、立法権とは、法律を国会で議決して成立させることですが、しかし、それを実行する権利はありません。行政権とは、成立させた法律を執行することができる権利を要しています。また、司法権とは、執行された法律に基づき裁定し、法律に違反していると判断されれば罰せられます。それぞれが独立した機関で、互いにチェックし合う関係にあります。

ところで、昨年3月9日広島高裁判決は、平成23年12月の大願寺造成地の売却議決は地方自治法に違反、議会の議決は無効との判断でありました。適正な対価については、平成23年鑑定評価額の7億1,300万円を基準として、30%を超えて修正することは許されないと、入山市長に1億4,910万円を支払えとの判決でありました。私たち議員や議会はもちろん、政治にかかわる政治家も行政にかかわる公務員も市民も法律を守る、法令遵守は日本国民として当然のこと、当たり前のことであると認識をしております。もちろん、司法による判断もしっかりと受けとめ、従わなければならないと考えております。

先ほども申し上げましたが、我が国は法治国家であり、三権分立の国家であります。三権分立の一方である司法権・裁判権は、争いごとや犯罪が起きたときに憲法や法律に基づき判断するとともに、立法権や行政権を監視、チェックする機能も要しています。すなわち、三権分立の一方である司法権・裁判権は、争いごとや犯罪が起きたときに、憲法や法律に基づき判断し、解決を図る機関です。大竹市の全面的な敗訴を示した広島高裁判決に対して、大竹市は昨年3月23日、最高裁判所に上告及び上告受理申し立てをされました。

おおむね1年が経過します。そういった中で昨年12月議会では、「平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求める」との陳情が議会に出され、賛成9、反対4、欠席1で採択されました。最高裁が上告申し立てを受理されるのか、上告を棄却されるのか、いまだわかりませんが、どのような裁定が下されようとも、最高裁判所の裁定には従わなければならないと思うわけです。入山市長におかれましては、司法の判断、法令遵守という立場をどのように捉えておられるのか。どのように判断されるのかについて問います。

また、議会で議決されたとはいえ、高裁の判断は地方自治法に違反し、議会の議決は無効とあります。そのような判決の中で今回の陳情は、土地売却処分は適正適切であった旨の考えに賛同を求めるとの陳情であります。このことについても入山市長はどのようにお考えなのかを伺います。

次に、米海軍の低空飛行と攻撃調整・偵察訓練について問います。

ことし1月25日に廿日市市沖の海上で、米海軍の海上攻撃飛行体と海上戦闘飛行体のヘリコプターが低空飛行したと思われる写真が米海軍の公式ホームページに掲載されたことで、廿日市市の眞野勝弘市長や市民団体が抗議の申し入れをした問題がマスコミ各社で報じられました。お手元に資料を配付させていただいております。資料1の1枚目が米海軍の公式ホームページであります。写真の右に英文で記載があります。この英文の翻訳を2枚目に記載しております。なお、この翻訳については、私が友人にお願いして、していただいたものであります。3枚目は廿日市市のホームページから引用させていただきました。2枚目の翻訳ページをお開きください。広島日本2018年1月25日、第51海上攻撃ヘリコプター飛行体に所属するシーホークヘリコプターMH60RとMH60Sは、第25海上戦闘ヘリコプター飛行体と広島の海岸沖で集結し、海兵隊岩国航空基地からの任務である攻撃調整と偵察訓練を行った。米海軍写真撮影、クリス・キンプロウ大尉となっています。写真はヘリ前方が廿日市市の木材港南地区であります。

瀬戸内海は米軍や自衛隊の訓練区域ではありません。瀬戸内海には無数の島々が点在しており、多くの住民が生活を営んでおります。攻撃調整・偵察訓練などもつてのほかと考えます。なお、日米両政府は、米軍機が低空飛行訓練をする際、日本の航空法と同じ高度規制、市街地300メートル、その他150メートルを適用することで合意をしております。岩国基地への艦載機移駐後は、このような訓練が繰り返される可能性があります。また、本市の沖には世界遺産の宮島があり、世界中から訪れる観光客にも影響を与えます。瀬戸内海に面し、阿多田島を擁する本市としましても、瀬戸内海でこのような訓練がなされることは住民の安心安全に逆行するもので、看過できない事態だと思います。米軍ヘリやオスプレイなど軍用ヘリの事故が相次いでおり、沖縄では墜落や緊急着陸、あるいは部品の落下など事故が多発しています。このような訓練や集結が実施されたことが事実であれば、風光明媚な瀬戸内の安らぎも打ち砕かれます。

以下の事実確認と情報の提供、防衛もしくは米軍側に求めていただくようお願いをいたしました。飛行目的を明らかにしてください。瀬戸内海を含む宮島近郊は、米軍訓練区域ではないと考えるがいかがですか。今後もこのような訓練が行われると想定されています

か。

次に、子供の貧困対策について問います。

私は昨年3月議会で、子供の貧困が全国的に深刻化していること、広島県の子供の貧困率が47都道府県中17番目で、貧困率は14.9%であること。大学教授や日本財団などの調査では、子育て世代の14%が生活保護基準以下と指摘し、生活保護基準以下での収入で暮らす全世帯のうち、15.5%しか生活保護を受給していないこと。このまま子供の貧困を放置すれば地域経済が悪化し、消費が低迷、子供の生活環境や学習環境に影響を与え、親から子へ、子から孫へと貧困の連鎖が生み出されることから、本市においても子供の生活の実態調査を行い、対策を講じることが必要である旨お願いをいたしました。

折しも昨年7月、広島県は初めて、子どもの生活に関する実態調査を実施されました。県内23市町のうち、15市町に配布、広島市や福山市など残りの8市町は独自の質問を加え、経済状況と学力の関係などを調べ、地域の実情に合わせたきめ細やかな効果的な支援策につなげることを目標に調査をしてました。広島県全域の調査対象は約3万4,000世帯、学校を通じて配布されました。また、経済的な困窮が子供の生活や学力に影響を与え、成長後の人生にも影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を防ぐために子供の生活や学習環境の実態を調査し、18年度の予算に反映することを公表していました。3月議会の入山市長の御答弁では、実態把握については広島県が実施する予定で、本市もその対象に含まれており、アンケートの集計の結果と分析は広島県が行い、県としても施策や事業が検討される。その動向を踏まえながら、本市で取り組むべき施策を検討していきたいとの御答弁をいただいております。

広島県は昨年12月6日に、子どもの生活に関する実態調査の暫定結果を県議会生活福祉保健委員会で公表いたしました。それによりますと、生活困難層の家庭が25%、約4分の1を占める。経済的に厳しい家庭や子供の支援策の強化を求める意見が相次いだとしています。小学5年の児童がいる家庭と中学2年の生徒がいる家庭の2万5,000世帯のうち65%の回答で、児童生徒に学びや生活に関する42項目。保護者には、家庭環境や仕事に関する48項目を質問しております。回答からは各家庭を、所得が低い、公共料金や家賃が払えない、子供の体験や持ち物が欠如しているの3要素で分類し、2つ以上に当てはまれば生活困窮層、いずれか1つで周辺層と分類し、2層を含めて生活困難層と定義。いずれも該当しない世帯を非生活困難層としました。生活困窮層は小学校5年生が9.3%、中学校2年生が9.6%で、生活困難層は小学校5年生が25.6%、中学校2年生が27.8%で、生活困難層の子供は非生活困難層の子供に比べて、学校の授業がわからないと感じる割合が高かった。生活面でも食事をとらなかつたり、1人で食事を食べたりする割合も高かった。自己肯定感が低く、将来の夢についても悲観的な傾向も見られたとしています。

県議会では、家賃や電気・ガス代が払えないなどの状態は緊急性が高い。市町と連携して対策をとるか、結果を踏まえて行政施策を総括して課題を認識し、新年度の施策に生かすべきなど早期の対策強化を求める意見が相次いだと報じています。広島県子ども家庭課は、結果を重く受けとめる。保護者と子供の回答を照らし合わせ、どのような施策が必要か検討したい。今年度末に最終まとめを公表の予定としています。

これを受けて湯崎広島県知事は新春インタビューで、家庭の経済的な事情などで子供の力を最大限に伸ばせないのは社会的な損失につながると、2018年度予算は子供の貧困対策を重点的に進めると考えを強調されました。また、県内の子供がいる家庭の4分の1が生活困難層の結果は非常に厳しい家庭環境であり、学びや健康、生活面に影響を与えている深刻な状況が、世代をまたぐ貧困の連鎖が社会の活力低下や不安定化を招いている。子供一人一人の力を伸ばすことが貧困の連鎖を断ち切ることにつながると語り、早速、広島県の18年度予算は子供の貧困対策の強化を打ち出しました。子供が朝食を食べない割合が高いことから、県内3カ所で子供の朝食の提供や広島版ネウボラを新たに3市町に拡大し6市町に、貧困の世代間連鎖を断ち切る施策として学びのセーフティーネットを強化。非課税世帯の高校生が進学するとき、60万円を給付する制度の創設。学力に課題のある子供への対応策強化のために、学力フォローアップ校の指定や中学校に教員を増配している事業の拡大。放課後子ども教室への支援では、県が派遣するボランティアの増員。待機児童の解消に保育士雇用の人件費補助。幼児教育の充実策として、幼児教育センター仮称を設置。子供の貧困対策を推進するために、市町や経済、労働、医療、福祉、教育など、各分野の関係団体と子供の未来応援推進会議仮称を設置するなど、子供の貧困対策に真剣に向き合う姿勢が見えてきております。

また、独自に調査された福山市も、2月19日に市議会民生福祉委員会などで調査結果を報告。呉市は2月26日に調査結果を発表しました。福山市の場合は、生活困難層は小学5年生で28.1%、中学2年で32.7%と、広島県の場合より福山市の場合が小学5年で2.5ポイント、中学2年で4.9ポイント高いことが判明し、呉市の場合を含めて自治体により格差があることがわかりました。このような広島県や福山市、呉市の子どもの生活に関する実態調査から、子供の貧困についてどのように認識されましたか。また、本市の子供の貧困の状況はどのように判断されていますか。地域間格差があることから、大竹市も実態調査の必要があると思いますが、いかがですか。新年度予算では、子供の貧困対策の取り組みはいかがでしょうか。

以上、よろしく願いをいたします。

続いて、奨学金制度について問います。

大学の学費が高くなる一方で、保護者の収入が減少している。今や大学生の2人に1人以上が奨学金を利用しているとされています。しかし、その大半は国の予算などで運営されている日本学生支援機構や自治体の貸与型の奨学金で、卒業後には返済が始まります。しかも、以前は奨学金といえば無利子であったものが、財政難を理由として利息のついた有利子の奨学金が拡大され、現状は無利子の2倍に達しており、現在では奨学金の借り入れによる進学は当たり前になっております。卒業し就労しても奨学金の返済に追われ、生活を圧迫されている若者が増加しています。その額も月額3万円程度と思いきや、5万円、8万円、中には十五、六万にも及ぶ学生がいらっしゃるということでもあります。多額の奨学金の返済を抱えて卒業しても給料は思うようにもらえず、奨学金の滞納におびえながらの生活が始まります。一方で、滞納すれば親や保証人に差し押さえが行く現実に悩まされます。家計が苦しいために借りた奨学金が、結果的に親子の共倒れを招く。2月12日の朝

日新聞は、奨学金破産、延べ1万5,000人という衝撃的な見出しで、奨学金による自己破産の実態を報じていました。本市においては奨学金の免除規定を設けるなど、奨学生に各段の理解を示されており。

近年の奨学生の保護者、認定者の状況はどのように推移していますか。また、奨学生の確保のための広報活動などはどのようにされていますか。本市の奨学金の滞納状況についても伺います。

以上、壇上での質問を終わります。どうかよろしく御答弁のほど、お願いをいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 正確な言葉ではございませんが、憲法93条1項、議事機関として議会設置規定をしており、地方自治法で普通地方公共団体は議会設置をしなければならないと。議事機関とは、議会が属する地方公共団体の意思を決定する機関としての地位を表している。改めて議会の重さを感じさせていただいております。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。なお、奨学金制度につきましては、後ほど教育長が答弁します。

初めに、公有地売却に伴う高裁判決についてお答えいたします。

大願寺地区造成地土地売却事業に係る高裁判決につきましては、これを不服として、昨年3月23日に最高裁判所に対し、上告及び上告受理申し立てを行っているところでございます。大竹港東栄地区整備事業から始まった長年の懸案事項を解決するために、当時の議員の皆様方が市の将来を見据え、真剣に議論を行った上、私どもの提案に御賛同いただいた結果、土地の売却が決まり、今では小方ヶ丘と呼ばれるすばらしい土地に生まれ変わっております。昨年12月に市民の皆様が提出された陳情につきましては、私ども執行部を初め、議案に御賛同いただきました議員の皆様への理解と応援のメッセージであると受けとめさせていただいております。また、議会におかれましても私と同様に受けとめられ、採択されたと感じております。

2点目の米軍ホームページに記載された写真の中に、岩国基地所属と思われるヘリコプター3機が廿日市市沖合に集結し、編隊飛行訓練を行ったとされていることに対する御質問にお答えいたします。

まず、岩国基地を中心とした瀬戸内海は、米軍や自衛隊の訓練空域がどうかについてですが、中国四国防衛局に確認している限りでは、訓練空域は設定されていないとのことでございます。

次に、岩国基地を中心とした瀬戸内海やその周辺における飛行空域の設定などの情報提供についてです。

中国四国防衛局に確認している内容では、岩国空港に航空機を進入するための管制空域があり、その空域については岩国飛行場において管制業務を行っているとのことで、その詳細は国土交通省が発行する「航空路誌」に掲載されています。また、米軍ホームページに掲載された廿日市市沖でヘリコプターの編隊飛行訓練の実施は事実がどうかについてですが、現在、中国四国防衛局において、米側に事実関係の確認をされているとのこととご

ざいます。ただし、一般的に日米地位協定では、実弾射撃を伴わない通常飛行による訓練は、米軍施設外の空域において行うことが認められているとのことをございます。

3点目の子供の貧困対策についてお答えします。

まず、広島県が実施した子どもの生活に関する実態調査は、県が今後の子供の貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するために、昨年7月に県内全ての市町において実施されました。小学校5年生とその保護者、それぞれ約8,500人、中学校2年生とその保護者、それぞれ約7,700人からのアンケートの回答結果が、昨年12月に速報値として発表されております。この調査は、子供の貧困率を算出するために行われたものではありませんが、生活に困窮する世帯の子供ほど学校の授業の理解度が低い、健康状態がよくないと感じる子が多い、自己肯定感が低く、将来についても悲観的な考えの子が多いといった状況が改めて浮き彫りになりました。いわゆる貧困の連鎖によって子供たちの将来が閉ざされることのないよう、国を挙げたきめ細やかな支援の必要性を改めて感じているところをございます。

本市の子供の貧困状況につきましては、県から本市分の調査結果のデータが届き次第、その結果を踏まえながら、本市独自の实態調査の必要性を検討してまいりたいと考えています。

最後に、本市の平成30年度の子供の貧困対策についてです。

新規事業はございませませんが、今年度から入学前支給としました就学援助制度を引き続き実施します。また、貧困により学習機会が損失されないように、一般財団法人広島県ひとり親家庭福祉連合会の事業であるひとり親家庭への学習支援の周知などを継続してまいります。現在、県では調査結果を詳しく分析した上で、教育委員会による学びのセーフティネットの構築、健康福祉局による確かな学力等を身につけるための生活の基盤づくりといった、それぞれの視点での子供を支える仕組みづくりに向けた制度設計を進めておられます。こうした県の動向も注視しながら、本市が取り組むべき施策の判断をしてまいりたいと考えています。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） それでは、山崎議員の奨学金制度についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学金制度は、学業などが優良であって、経済的な理由により就学が困難な生徒に無利子で貸し付け、有用な人材の育成を図ることを目的に昭和42年度から実施しております。平成24年度には、定住促進のため2年以上本市に居住すれば返還を免除するという制度を導入し、本市奨学金制度の大きな特徴として位置づけております。

まず、申請者及び認定者の推移についてです。

昭和50年代後半から約20年間の貸付者は、毎年20名から30名程度でございましたが、徐々に減少の傾向にあり、平成27年度は申請者及び認定者とも9名。平成28年度は申請者6名、認定者5名。平成29年度は申請者4名、認定者3名という状況でございます。

次に、広報活動についてですが、これまで市広報やホームページ、また、大学受験雑誌に募集案内を掲載するなど周知に努めてまいりました。さらに、近年の申請者数の減少傾向を鑑み、平成28年度募集以降は、市内の中学3年生及び大竹市出身者が通学する高等学校への募集案内の配布、また、フェイスブックへの掲載など周知に向けて新たな取り組みを行っているところでございます。また、滞納状況につきましては、近年収納率はおおよそ85%で推移してまいりましたが、昨年度はやや低下いたしました。毎月の督促や長期滞納者への催告などを行っておりますが、なかなか改善には至っていないという現状であります。今後も積極的な広報活動を展開し、有用な人材の育成の道を開くという本制度の目的達成に向けて努力してまいります。

以上で、山崎議員の答弁を終わります。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 米軍の問題からお願いをしたいと思うんでありますが、瀬戸内海は提供空域じゃないと思うんでありますね。先ほどおっしゃいました、岩国空港に入ってくる空路として、あるいは出ていく空路として利用するという点については、それは当然のことですから当たり前だと思うんでありますが、提供空域として瀬戸内海を提供しとることではないわけでありまして、その地域で、この文書でいきますと攻撃調整ですか、偵察訓練を行った。発砲はしないけれども、戦争状態を想定して訓練をしたわけでありまして、そういった意味においては、そういうことを瀬戸内海で堂々とやられるということについては、非常に地元住民としては納得ができない。日本には、ブラウンルートとかイエロールートとか、いわゆるエリア567とか、米軍が行って訓練をする地域というのは設けとるわけですよ。ですから、そこへ行って訓練をされるんなら仕方がないと言いましょうか、容認せざるを得んと思うんでありますが、瀬戸内海みたいところで、そういう訓練をされるということについては、地元自治体としていいですよというわけにはいかんと思うんでありますが、その辺の考え方はどうでありますか。提供してないところで訓練をされることについての考え方。ちょっとここの考え方、聞かせてみてください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） 廿日市沖で訓練を実施したということでございます。

国のほうでは、先ほども答弁の中にございました日米地位協定の中で、通常飛行における訓練は認めているということでございます。この通常飛行とは何かということになりますが、一般的に実弾射撃や急上昇、急旋回等の訓練以外の通常飛行の中で行う計器訓練やシミュレーション訓練のようなものと聞いております。こういったことについては、地上から見た段階では通常に飛行しているという状況でございますので、その部分について、航空機の中で人員の訓練をしているということでございますので、その詳細については米軍の運用事項にもなりますので、承知をしてない状況ではございます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） このホームページに載っとるのが、攻撃調整と偵察訓練を行ったと。これはあくまでも戦闘の訓練じゃないですか。通常飛行じゃないですよ、これは。通常飛

行の場合は、攻撃調整とか偵察訓練とか言わんでしょ。このホームページの記述はそうなるわけですね。これは公式ホームページですから、決して米兵が1人や2人で書いたとかいうようなもんじゃないわけですし、そういった意味では、地域自治体として、しっかりと抗議を申し上げていただく必要があろうかと思うんであります。

次をちょっと急ぎますので、もう1つ、資料2をあけてみてください。

今度は海兵隊のホームページであります。さっきのは海軍のホームページでありました。1枚目、2枚目がホームページであります。これは米軍の許可をとりましたので。それから、3枚目、4枚目は、私が友人にお願いして翻訳をしていただきました。その中の4ページ目ではありますが、太字に黒い文字になつる部分があると思います。これは今年の12月の記述であります。ここの飛行制限は沖縄よりも厳格ではないとリーガンは言う。そのことが私たちに沖縄ではできない訓練を行うことを可能としている。たった今、我々は戦術的な低空飛行訓練を実施している。我々は敵の探知や天候を避けるため、通常よりも非常に地面に近く飛行している。こういう記述をしとるわけですね。これは公式ホームページでありますから、要するに低空飛行訓練をしとるよと。しかも、沖縄ではできんような訓練が岩国ではできるんだと、こういうことを実際に書いとるわけですよ。こんなことが岩国基地周辺で行われとるといことになると大変なことだと私は思うんです。この認識について防衛のほうに事実確認をお願いしましたから、このことについての事実確認はいかがでしたか。そこのところを教えてください。

○議長（児玉朋也） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） ホームページに載ったオスプレイの作戦準備のため、岩国基地で訓練を実施したと記載されたことについての御質問でございます。

国は一般論としまして、日米安全保障条約が我が国の安全並びに極東平和の維持に寄与しているとしておりまして、米軍の日本駐留を認めております。米軍に係る目的達成のために、訓練を含めた軍の諸活動を行うことは前提であると考えているとしています。

今回のオスプレイに関する米海兵隊のホームページ上のコメントにつきましては、国は米軍が全く自由に訓練等を行うことを認めているものではなく、また、米軍もこの点には十分留意し、安全面の配慮、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めていると承知しているとしています。さらには、オスプレイの岩国飛行場周辺での飛行に当たっては、日米合同委員会合意や岩国飛行場に係る取り決めを遵守して飛行しているものと承知しているとのことです。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） そうしますと何ですか、岩国基地周辺でこういう低空飛行訓練をしてもいいと、こういう解釈なんですか。これは大変なことですよ。そんなことを大竹の市議会で言うていいの。ちょっとびっくりするようなことではありますが、低空飛行訓練ですよ、ここで言うとは。低空飛行訓練をしてもええんだという解釈を持とられるんですか、防衛も大竹執行部も。そこのところをちょっとはっきりしてくださいよ。これ、大切な問題でありますから、地域住民の安心安全の問題であります。あれだけオスプレイが、沖縄

ではたくさん物を落としたり、墜落したり事故を起こしとるわけですから、ぜひ、そのところをもう一度しっかり答弁してください。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 議員のほうから状況について聞いておくようにという、こういうお声をいただきましたので、中国四国防衛局のほうにお聞きをしております。

今回、この記事に載っているこのことにつきましては、防衛に対して事実関係を聞き、米側に事実関係を問いただしているということで、これについての評価についてのお答えはいただいております。

危機管理監が申し上げましたのは一般論としてということで、先ほどの実弾射撃等を伴わない通常飛行における訓練についてはできると、お聞きしたことをそのまま説明したことでございます。大竹市が瀬戸内海におきまして低空飛行訓練を認めたとか、こういう趣旨での発言ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） 運用ルールというのは、在日米軍とその構成員の法的な地位や基地の管理、運用を定めた日米地位協定というのがあるわけですよ。その中で日米間の協議機関である日米合同委員会で決めておるということでありまして、決して、さっきから言われているようなことじゃないような気がするんです。今のホームページに掲載されておることについては、引き続き調査をしていただけるということだと思いますので、ぜひ、このことについては、また引き続きわかり次第、お話をいただきたいということをお願いして、次の問題に移ります。

子供の貧困対策であります。広島県の実態調査では、子供の学習面で注目すべき問題点が浮き彫りになったと思うわけですが、生活困窮層とその周辺層を含めた生活困難層というのは、小学校5年生の家庭で25.6%、中学校2年生で27.8%でありますから、4人に1人が生活困難層ということになります。この生活困難層の子供は非生活困難層の子供に比べて、学校の授業がわからないと感じる割合が高く、また、自分自身の成績評価が低いと。学校でのつまずきは全体的に小学校低学年の段階から発生しておる。生活困難層の場合は特にその時期が早く、1割以上が小学校1年生からわからなくなったと回答しており、学校の授業がわからないと感じる子供は生活困難層に多く、授業がわからなくなってきた時期は小学校3年生までが生活困難層においては3割を超えている。中学校生徒の回答では小学校段階が3割となっている。また、子供自身によるクラスの中での成績評価では、自分自身の評価が低いと感じている子供は非生活困難層に比べて生活困難層に多いと。中学校では、生活困難層の4割以上が自分をやや下のほう以下と、こう評価しておるといふことでもあります。

生活困難層の家庭の子供は、小学校低学年から授業がわからなくなったという回答が多いわけですね。こういった中で、家庭の貧困と学力の関係が非常に微妙につながっておるんじゃないかと思うわけですが、要するに小学校の低学年の段階から勉強がわからなくなってきた。こういうことについてはぜひ対策が必要だと思っておりますが、この調査結果を見られて、どういうふうに感じてらっしゃいますでしょうか。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） 今の山崎議員の御質問に対してお答えをします。

低学年から学力をつけなければならないということなんですけれども、調査結果を踏まえてということでございます。基本的には、学校としては家庭の経済的状况等にかかわらず、全ての子供の能力、可能性、最大限に高められるようにするということが基本姿勢なんですけれども、そういった調査結果が出ております。ということは、そういったことを視点に、これから学校のほうでまず授業で力をつけなければいけない。低学年で非常に学力が心配になってきているという要因はさまざまあると思うんですけれども、1つは授業において、とにかく知識、思考、判断、表現、これから頑張ろうと、あるいは頑張ったっていう態度、そういったところが十分に身につけられていない。特に基礎的、基本的な繰り返し学習が不十分であるとかいうようなことも推測として考えられます。もう1つは家庭学習、このことが特に貧困ということにかかわると。特に家庭で基本的な生活習慣、あるいは学習環境等が非常に難しい状況になっているということも考えられますので、そのあたり、家庭との連携をしっかりとしながら、学習習慣についても啓発していくと。例えば、学校のほうで宿題を途中までやらせて帰って、また励まして、家庭のほうへ連絡をして、どうですかというような、そういった地をほうような地道な取り組みが必要かなというふうに考えております。

大ざっぱな答えかもしれませんが、以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

なかなか貧困の家庭では、親が仕事に追われて子供の勉強を見るということが非常に厳しい部分があるかと思っておりますので、ぜひ、そういったサポート、先ほど総務学事課長がおっしゃったようなサポートをしていただければ、子供も安心して勉強ができて成績も上がっていくということがあろうと思っておりますので、ぜひ、その辺の研究をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それで、もう1つ、この調査の中で言いたいことは、子供の生活についての調査では、生活困難層の子供というのは、非生活困難層、いわゆる普通の子供たちに比べて生活習慣が整っていないという子供が多いと。例えば朝食を食べない子供とか、個食の状態にある子供、平日の放課後を1人でいる子供、歯磨きをしない子供、こういった子供が多いという結果が出ているようであります。親の収入が少ないと教育費や食費の捻出ができなかったり、保護者が仕事に追われて忙しくて、子供にかかわる時間もなかったりします。そうすると、子供も勉強に対する取り組みや意欲が失われるようになり、将来への夢や希望が薄れてくるということも否めないと思っております。そういった将来の展望が失われてくる、刹那的になり、進学や就職への夢や希望がなくなっていく。将来的に低所得や収入が安定しないということになり、影響が次世代に受け継がれていく。いわゆる貧困の連鎖と言われる状況であります。この貧困の連鎖ということについては、多方面でいろいろ言われております。

この貧困の連鎖につきまして、本市の状況についてはどのように判断されてますか。い

ろいろあろうかと思うんでありますが、具体的なところであるようでしたらお示してください。貧困の連鎖という状況であります。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） ささまざまな中で貧困の連鎖が行われているということは、このたびの実態調査の中でも非常に重大なことであり、県もまた私どもも認識しているところでございます。ただ、先ほど答弁させていただきましたように、現在、県が出されております速報値は、この連鎖に関しての実証の結果はまだ出ておりません。ということで、その結果につきましては、いま少しお時間をいただきまして、県の結果が出次第、また大竹市に合わせてみて考えていきたいところではございますが、この連鎖は何としても断ち切り、子供が自力で自分の学力を身につけ、自分の人生をみずから選択して歩んでいけるよう、その一助となることを行政としても考えていかなければならないということは切に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

確かに現在、県の速報値でありますから、まとまったものはこの年度末には出されるんだろうと思うわけですが、12月の早い段階で出されたものでありますから、このことを取り上げさせていただきました。いずれにしても、非常に生活困難層の割合が高いということで、広島県の場合で4人に1人ということですが、市の段階に入ってくると、もっと高い比率を示しているようであります。こういった中で広島県の実態調査が示された。まだ確定値でないんで、はっきりしたことは言えないということだろうと思うんでありますが、ぜひ、今の段階でかなり明らかにされておると思うんでありますね。県知事もこの結果を見て、新年度の予算をつくられたということで、かなり子育ての支援に力を入れてらっしゃるということでございますので、本市でもぜひ、そういう取り組みをしていただきたいと思います。

現在、貧困ラインが122万円ということではございますが、貧困ラインが若干改善されたという話もあります。2012年には16.1%だったのが、16年には15.6%で若干改善されたということですが、見方によっては貧困ラインの全体層が下がったんだと。だから貧困とみなされない世帯がふえただけだと、こういう評論もあります。そういった意味では、この貧困ラインがきちっとここだということはなかなか難しいかなと思うんでありますが、ただ、全体的に子供がそういう形で、貧困の中で日常の生活を送りながら過ごしているということは間違いない事実でだと思っております。

そこで、もう1つ、子供の貧困問題調査を紹介いたしたいと思っております。

経済的に苦しい家庭の保護者の約7割が子供の塾や習い事を諦めたことがあるという実態が、子どもの貧困対策センター公益財団法人あすのばの調査で明らかになりました。この調査については、2月中旬にマスコミ各紙も報道しました。調査は昨年10月から12月にかけて実施され、ことしの2月13日に発表されたものですが、低所得世帯を対象にしたアンケート調査では、経済的な理由で諦めた経験、複数回答では、子供が洋服や靴などが約

5割、親は塾や習い事が約7割で最も多く、貧困が子供の日常や将来に及ぼす影響の一端が浮かび上がったと報告をしております。支援や制度では、給付型奨学金の授業料免除など教育や進学のコスト負担を減らしてほしい、76.2%、安心して暮らせる経済的な福祉制度がふえてほしい、46.3%、無料の学習支援などがふえてほしい、29.2%などです。結果を受けてあすのばは、1、子供の貧困を社会全体の課題とする、2、貧困率の削減目標を示す、3、義務教育の完全無償化や高校のコスト負担の軽減などを提言しています。ひとり親家庭の貧困率は50.8%と極めて高く、貧困の連鎖を生み出しています。

広島県の実態調査は、現在14市町だけでなく、8市町も独自に調査をされました。この8市町は、地域の実態に合わせたきめ細やかな施策を実施したいと独自の調査をされたものと思います。子供の貧困という非常に大切な問題であります。改めてお伺いをいたします。

本市においても市独自の調査をされ、本市の実態に即応したきめ細やかな施策を展開されるために、独自の貧困実態調査をされる気持ちはありませんか。そここのところ、もう一度、しつこいようではありますがお伺いいたします。

○議長（児玉朋也） 福祉課長。

○福祉課長（金子しのぶ） このたびの県が行いました実態調査におきましては、従来貧困という認識は世帯収入で判断していたところが、このたびの実態調査からは、そればかりではない、収入はあれどもなかなか子供にとっては生きづらい思いがあるなど、今後施策に方向を考えると時に注視すべき結果が多く出ているのではないかと考えております。先ほど来申し上げておりますように、3月末の県が出される結果に伴いまして、大竹市分のデータも返していただけるようになっておりますので、それをいただきました後に、大竹市としてどのような施策に向かっていくのか。その際に何を一番の目的として実態調査をするのか。どういった方法で、何が一番リアルな情報が得たいのか。その辺の工夫を十分しながら、議員おっしゃいましたように、大竹市にとって一番有効な施策というのは考えていかなければならないと考えております。

一方で、県が平成30年度の施策の中に入れられておりますように、貧困対策というものなかなか行政で行えるものでもなく、虐待、困窮問題も含めてですが、今後、地域住民、学校、保育所を含め、多くの人の支え合いと向上支援が連携しなければ、なかなかこの貧困対策には難しい側面も見えてまいりました。この辺のことも含めまして、市におきましては平成30年度におきまして、今、子供の貧困がどういうものかというものを広く周知する方向にも力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。ぜひとも、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に、奨学金問題についてお伺いをいたします。

せっかくの奨学金制度でありますから、学生たちに上手に利用されるということを願うわけでございます。一方で、本市の場合は、大手企業に従事されたり、あるいは比較的家庭の財政が恵まれていらっしゃる方が多いということもあろうかと思いますが、また、一

方で、自宅からの通学により経費が比較的少額で済ませられるという部分があるかもしれませんが、苦学生を援助し、将来有望な若者を育てるということは、この制度を活用してもらうということが一番だと思うわけであります。申請の裾野を広げることが重要だと思うわけであります。申請対象者で、3、学業が優良で操行の善良な方とあります。これは当然のことだと思うわけですが、評定平均値3.6以上という項目があります。普通3.6といいますと、平均して中の上というふうに伺っております。先ほどの議論でもありました。また、申請される数のうち、不採用に該当されるという方がどれぐらいいらっしゃるのか。学業成績が3.6点未満のときや生活指数が200を超えるときなどに該当する申請者がどれぐらいあるのでしょうか。この辺のところについて、ちょっとお伺いできたらと思います。

通常、申請基準に適合した申請者が申請書を提出されるものと思うわけであります。要するに、申請基準に適合していると自分で判断しないと申請者は出さないと私はこう思うんでありますが、申請基準に適合していなければ、ほかの団体の奨学金制度を当たっていくということだと思うんであります。そういった意味では、申請を出された申請者が不合格となる例というのはごく少ないんだろうと思うんであります。そういった意味で、ぜひ、その辺のところはどういうふうになっておるのか、ちょっとお伺いをします。

貧困家庭の児童生徒の学力が厳しいという状況の中で、ハードルを下げるということを検討されていただけないでしょうか。3.6を下げても3ぐらいにさせていただいて、勉強したい、大学に行きたいという意欲のある人はどんどんつり上げてあげる。こういったことでの考え方がないかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、近年、平成28年度及び平成29年度申請された計2名の方、この方々が基準に当てはまらなかったということなんですけれども、それぞれ28年度、29年度1名ずつでございます。採用基準に当てはまらないところがあったためということで、2名という人数ですので、そういうふうな回答にさせていただけたらと思います。

採用の基準3.6以上ということについてですが、まず、大竹市奨学金貸付条例について、奨学生の資格の1つに、先ほど議員さんおっしゃられたように、学業が優良で操行が善良であることというふうに定めております。大竹市では、学業が優良の基準を教科の評点平均値3.6以上としております。ちなみに日本学生支援機構による無利子貸与奨学金の基準は3.5以上ということでございます。また、所得の基準額も日本学生支援機構無利子貸与奨学金と本市はほぼ同じというふうになっております。ある程度、そこと比べると標準的と言えるかもわかりません。

学業が優良の基準を緩和していくということで、もちろんより多くの学資の支弁が困難というか、経済的に苦しい生徒の就学をサポートできるというふうに考えられます。また、申請者数、採用者数、それから返還免除者数もふえて、卒業後、大竹市に若い世代がふえるということも考えられます。その一方で、現在の滞納状況から考えますと、やはり滞納額がふえるということで、市の財政を圧迫していくというような可能性もございます。学業が優良の基準をどうするかということなんですけど、他の要件もありますので、そういったことと関連づけて、大幅に3.6をどうこうできるか、あるいは目安をするとか、そうい

ったこともあわせて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

実はちょっと聞いたところによりますと、なかなか3.6値というのは、表現が悪くて申しわけないんですが、そこらの高校じゃ難しいよということを話される先生もいらっしやいますので、そういった意味では少しハードルを下げ、多数の方が勉強したい、大学行きたいという方は、もうほとんど大学進学されるわけですから、そういった意味ではそういう方向で考えられたらどうかと思ったもんで取り上げてみました。

それで、もう1つの問題が、奨学金の貸付額の問題が1つあると思います。大竹市は今、国公立で2万8,000円、私立で4万円ということですが、先ほどの奨学生の借入額を見てもらっても月額5万円から8万円というのが普通でありまして、実際には十数万円借りているという方もいらっしやいます。そうしますと、大竹市のこの奨学金制度を利用しようとするれば、どうしても2社から借り入れにゃならん。そうすると、2社から借り入れようとする、返済も2社になってくると面倒くさいよねと。それよりは1カ所で借りたほうがスムーズに事が運ぶよねと。申請も学生支援機構なら学校がみなしてくれるよねというような部分で、非常に大竹市の奨学金制度に一步足が踏み出せないという懸念があるんじゃないかなということを感じております。

次に、奨学金の財源であります。これは先ほどおっしゃいましたように、確かに市民の皆様の貴重な税金であります。滞納が続きますと返済が滞って市民の皆様迷惑をかけるということも当然であります。そういった意味においては、例えばこの奨学金の枠を上げることによって、機関保証ということについては考えられたのかどうか。機関保証をすれば当然手数料がかかりますし、そちらの保証金額もかかるわけですが、ただ、その部分については市民の皆様の税金が減るということはなくなるわけですね。その辺がどっちがいいのかということは私も自信が持てるのでありますが、ただ、金額を上げようとするれば、そういうリスクに対する対応も必要じゃないかなという気がしましたので、その辺の機関保証ということについては検討されたことがあるんかどうか、ちょっとお聞かせください。

それから、財政的に厳しい家庭というのは、奨学金は免除規定が大竹市の場合ありますから、非常に有利な部分があります。ただ、残念なのは、大竹市の奨学金をいただけますよということの結果が出るのが5月なんです。大学に行く人はもう5月には入学しとるわけですよ。それから奨学金を出すと言われても、借りる側としては非常に利便性がない。表現が悪いんですけども、通常奨学金というのは前年の9月か10月には手続全部してしまうわけですよ、普通。そうすると、手続を全部してしまっ、自分が大学に入っても奨学金はこれから借りられるから学費を払っていけるよねということが前提でないと、大学進学は決められんと私は思うんです。ところが、貸してもらえんかどうわらんよねという奨学金を当てにしなから、学校に入ったら貸してもらえんかったら大変なことになるという部分が出てくると思いますので、こういった意味において、選考結果を繰り上げられ

るという方法というのは考えられのでしょうか。そういったことについて、ちょっと御意見があればお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（児玉朋也） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） まず、貸付額の増額ということと、あと保証ということと、それから、支給決定の時期ということ3点だったかと思ひます。

まず、1つ目の貸付額の増額についてなんですけれども、これについても増額することによって、当然在学中に必要な資金の調達、手助けができるということが考えられます。また、申請者数等ふえます。卒業後、大竹市に住む若い世代もふえるという可能性が考えられるということです。ただ、その一方というのが考えられまして、当然卒業後返還すべき金額がふえるということです。現在、私立大学の貸付額は月4万円ですけれども、4年間貸し付けをした場合に返還総額は192万円となります。これを毎月1万6,000円ずつ、10年かけて返還いただひている、そういった状況でございます。貸付額を増額すると卒業後の返済額も増額するというところで、今以上に本人にとって非常に返還が負担になってくると、言われるとおりでございます。ただ、近隣市町の奨学金貸付額と比較して、大竹市の貸付額が低い水準であるとは言ひがたいというふうにご考慮しております。また、他の奨学金制度が多様化している中で、在学中に必要な資金を賄えるような高額な貸付金を、例えば大竹市、1つの市が制度として設けることについては、緊急性という部分では今考えにくいかないというふうにご考慮しております。また、今以上に、先ほど言われまして滞納額がふえる可能性があるということで、このあたり、先ほどの採用の基準緩和とあわせて慎重に検討したいと思ひます。

2点目の保証という部分なんですけれども、基本的には取り組みの導入について、県あるいは他市の状況を注視しながら慎重に検討したいと思ひております。まず、広島県のほうに聞いたところ、これは未納金回収業務委託ということを広島県は行っている。他市町はありません。広島県のみ委託されているということで、これは文書による督促、催告業務を委託ということで、当然委託料、あるいは手数料というのがかかってくるということです。そこで、委託料とか手数料をかけて未収金を回収及び保証をしていくということについて、やはり貸したほうがさらにお金を使って回収するというのはどうかということところが1つ考えられるところではないかと思ひます。また、業務委託内容によって、どうも委託料が高額になってくると。文書による督促、催告では定額と、滞納者宅へ訪問してもらひ、あるいは裁判手続代行まで委託すると非常に高額になってくるとということで、今のところ、本市のほうでも文書による対応は現状で十分やっているつもりではあります。ただ、結果、なかなか返ってこないという現実でございます。

もう1つ、保証機関による保証債務の履行、代理返済というのがあるんですけども、ちょっと調べてみますと、地方公共団体は適用外ということでございましたので、1点目、未納金回収業務委託というところだけ、今、広島県がやっている、そういったことでございます。

最後の支給決定の時期等、それも含めまして、今後奨学金制度をどうしていくかということですが、現在、高校生に対しては高等学校就学支援金制度が導入されております。

す。授業料の負担が軽減されていると。それから、非課税世代については、国による高校生就学給付金制度、それから、日本学生支援機構による給付型就学金制度の導入や無利子貸与型奨学金における成績要件の撤廃、そういった奨学金制度が大変充実したものになっているということです。現状としては、大竹市の奨学金制度はその奨学金制度の1つとして利用される方に選択されているということだろうと思います。

本市の場合、特に特徴的なところで、教育長の答弁にありましたように、定住促進の面ということが付随しております。返還免除制度を導入しているために、制度のあり方については総務学事課のみではなく、庁内全体での検討が必要となってきます。認定の条件、金額、それから、先ほど言われました支給決定の時期、これについては次年度の予算にも直結してくると、仮予約ということになってくるんだらうと思います。実際には3月に合格が決定するとかいうことになると思うんですけども、大学に入学することが未決定であるのに、次年度の予算を組むということが非常に難しいかなというような思いを持っております。ただ、県内の他市町の状況もこのあたり注視しながら、御指摘いただいたことについて、本市の要は奨学金制度の目的を達成するように総合的に判断、検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 山崎議員。

○10番（山崎年一） ありがとうございます。

ぜひ、学生さんに役立つ奨学金にさせていただくということをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 続いて、2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） 大竹新公会の末広です。早速質問に入らせていただきます。通告書にてお知らせしましたとおり、3件の質問をさせていただきます。

1つ目として、入山市政3期12年の実績を踏まえ20年後・30年後を見通した中で、平成30年度予算に対して込める思いをお聞きします。

2つ目として、前12月議会定例会にて、新公会計を活用して生かす考え方やその必要性についてお答えいただきましたけども、今現在、作成中の財務資料の作成経過と次年度への見通しを伺います。

3つ目として、固定資産台帳の公表についてのお考えについてでございます。

1つ目の質問の詳細に入らせていただきます。

平成18年6月、大竹市長選挙以来12年間、行政リーダーとしてお取り組みになられました経験と実績を生かされ、昨年12月議会で御自身4期目の挑戦をされる熱い決意を伺いました。振り返れば御就任以降、経済的にはリーマンショック、政治的には政府の政権交代、また、自然災害では東日本大震災と、この時期、地方自治にとっても大変大きな影響のある事柄が続きました。そのような中でも、初回こそ56.9%の得票率でしたが、震災の時期の市長選57.7%、支持を伸ばされ、困難時期においてこそその大きな期待が感じられます。続いて3期目には、実に投票者総数1万2,393のうち、63%を超える市民の信任を受けとめ

ておられます。

この間を財政指数の面から振り返ってみます。お手元に配付させていただきました資料をごらんください。A4縦判のグラフが2つございます。いろいろな財政的指標の中で、代表的なものとして各年度の当初予算の推移と市債残高の推移表を見やすくしたものです。私も経営者ですので、一般企業にとって売り上げにつなげるためには営業努力が欠かせません。地方自治にとって予算を勝ち取ることは、自主財源に加えて県や国への働きかけなどの努力と、何よりトップの信頼が必要条件と思われまふ。当初予算の推移を見ただければ、平成に入りましてついに30年、市内人口減少に伴い、当初20年来下降きみです。先ほど申し上げた、世界や日本全体にとって逆風時期でありながら、就任3年目から一気に上昇に転じておられます。

正反対の視点の代表格、市債の発行残高の推移をごらんください。下のグラフです。御就任以来、一貫して減少しております。言えは、不景気にも売り上げを伸ばし、借金を大きく返済した企業です。では、この10年間、大型投資をせず、春を待つ桜のつぼみのようにかたく殻を閉じて過ごされたのでしょうか。実際はその逆です。代表的には小方ヶ丘団地整備、老人福祉施設の誘致、子供たちの教育の場である大竹、小方、玖波の沿岸3小学校を全て新設され、一貫校も実現しました。給食センターにより全中学校も給食化、市内各所の商業施設の誘致、運動公園の整備、公共交通の導入、大竹岩国道路や大竹駅整備事業等に着手をされ、長年のテーマにも道筋をつけておられます。国の事業を活用することで御園6号棟も既に入居がスタートしました。シルバー人材センターの拠点としての地域福祉会館もオープンします。それら多くの事業を推進しつつ、100億円以上の借金を返済してこられております。その間、10年以上一般企業の運転資金や預金に当たる、基金も減少することなく維持されております。すばらしい経営力と手腕は評価されても批判には当たらないと思ひます。前置きが長くなりましたが、質問をさせていただきます。

これからも残された大型事業や進行中の事業、市民の要望にちえ切れていない事業がさまざま予定されている中で、厳しさや難しさや希望を含めて中長期を見通していただき、我が大竹市が迎える未来を表現いただく中で、来年度予算にかけるお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

2問目です。3月末の作成期限を目指し、複式簿記での平成28年度財務資料を作成されていると思ひます。このたびは期末一括方式でと伺っております。初めてのことで大変な御苦勞をされているかと思ひますが、この経験を踏まえ、現平成29年度会計の決算時期を想定し、翌年度予算検討に活用可能な時期までに仕上げるために、財務資料作成期間の短縮の見通しを伺ひます。

3件目です。かつてこの場で何度もテーマにしました、昨年3月に整備が完了した固定資産台帳についてです。固定資産台帳の情報は、公共施設の効率的なマネジメントや公有財産の有効利用等への活用が期待されています。精度向上の必要性はもちろんでしょうが、何分古い時代の資産情報であり、一定レベル以上は修正は後回しにして、精度を犠牲にしても活用の視点に切りかえる時期が来ているとも言えます。情報の開示による内部的・外部的な活用のマネジメント、また、そのメリットやデメリットの考察を踏まえ、公表に

についてのお考えを伺います。当然ですが全ての情報ではなく、開示内容や方法についての考察も前提としてでも結構です。

以上、3件について、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） まちづくりを進めていく上で、財政運営はその根幹となる大切なものだというふうに考えております。多くの市債を抱える現実がある中で、均衡がとれるまで利息を払い、着実に元金を減らしていくことが必要なこととございますが、まちづくりのためには的確な時期に必要な事業への投資も欠くことができないものでございます。将来のまちの姿を描きながら取り組んでいくために、中長期の視点で行政運営の御提案をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の御質問にお答えいたします。1点目の平成30年度当初予算に込める私の思いでございます。

9月23日の議員全員協議会でも申し上げましたが、平成30年度当初予算は、大竹駅周辺整備事業の継続費計上に代表されますように、長年の課題の解決に向け、本格的に動き出す前進が見える予算であると考えています。行政が実施する事業には規模の大きなもの、課題解決に時間を要するものなど、完成までに長い年月を必要とするものが多くございます。時間がかかるということは、年度単位で見ると進捗が見えづらくなることもございます。だからこそ目的を踏まえ、ゴールの形が変わっていないか、今は何が問題になっているのかを考えること、そして30年、50年かけてもやり遂げるとの強い意志を持ち、先延ばしにせず、30分の1、50分の1でも前進を重ねていくことの大切さを具現化した予算となっていると思います。

中長期的な財政の見通しとしましては、この国を支える働く世代の人口が減少する日本経済環境が急に改善することではなく、今後も厳しい財政状況が続くと思います。議員がおっしゃられるように、これからも幾つかの大型事業が予定されております。これまでも縮小均衡ではなく、よいまちに向けての事業は、手法の検討や財源の確保、そして持続可能な行財政運営に意を払いながら実施してまいりました。約500億円と言われた借入金総額は400億円を切るところまで減少しましたが、これから短期的には、これまでのようなスピードで借入金残高を減らしていくことは難しくなると考えています。しかし、安定した財政運営のために借入金残高を抑制することは必要です。持続可能という観点から中長期的には借入金残高を増加しないようにしながら、大竹市をさらによいまちにしたいと考えています。議員の皆様、そして市民の皆様と一緒にわがまちプラン、10年間の基本構想でまちづくりのテーマとして掲げている、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現に向け、これからも一步一步確実に進んでまいります。

次に、統一的な基準による財務書類の作成の今後の見通しについてでございます。

さきの12月定例会でお答えしましたとおり、平成28年度決算の財務書類は、3月末の完成を目指して取り組んでいるところです。平成29年度決算におきましては、今年度の経験を踏まえ、作成期間を短縮したいと考えています。より早い時期に完成させることで、予

算編成などで作成した財務書類が活用できるようになるのではないかと考えています。

最後に、固定資産台帳の公表についてでございます。

固定資産台帳は昨年度作成し、これを活用し、大竹市公共施設等総合管理計画を策定しております。国では内部利用のみならず、固定資産台帳を公表することで民間事業者による積極的な事業提案や公有資産の有効利用が図れるものとしています。確かに公表することによるメリットはあると思いますが、固定資産台帳には相当前の資産も含まれており、修正が必要な箇所があると考えています。ある程度修正ができましたら、本市はどのようなことを期待して公表するのか、意図を明確にした上で臨みたいと考えています。

以上で、末広議員の御質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 来季以降にかける思いを伺いました。1問目に付随するんですけども、行政を経験され、3期の御経験をもとに、今お伺いした市政の道筋に対して、将来を支える職員の皆さんや、今現在、変化しつつある市議会に対しての思い、また、協力や理解を伝えるべき市民の皆様への願いも特にございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（児玉朋也） 市長。

○市長（入山欣郎） 私が就任させていただいて以来、皆さんが思い描くよいまちの実現、そして、1人でも多くの市民の皆様が、この大竹を誇りに思う品格のあるまちをつくりたいという思いで市政運営を続けてまいりました。先人がこれまで私どもに残してくださった資産、大竹がすばらしいまちだということ、感謝を忘れずに、市民の皆様との信頼を基本といたしまして、議員の皆様、そして職員とともにこれまでも取り組んでまいりましたが、この思いは今も変わらないところでございます。信頼だけでなく、共感が持てる政治をしてまいりたいというふうに考えております。これからも総合計画を大切にしながら、笑顔にあふれ活気のある、住みたい、住んでよかったと感じるまち、皆さんと一緒にやってまいりたいというふうに考えております。

日ごろから私、大竹市内を回らせていただきまして、大竹にはすばらしい方々が多くいらっしゃる。いろんな場所・場面で、大竹市民の皆様がみずから働いて、すばらしい大竹のまちづくりのために動いてくださっていらっしゃる。このすばらしい市民の皆様方、まさに誇るべき大竹の財産だというふうに考えております。これからもこの市民の皆様がいらっしゃる住みやすいまちを具現化して、そして、市民の皆様方がまさに誇りに思う大竹、誇りの思う人たちをつくり上げていく、そういうものをつくっていく、そのことは確信をいたしております。先ほども申し上げましたが、ただただ信頼ではなくて、お互いが共感をし、お互いが同じ目的を持っていいまちをつくり上げよう、大竹のまちで健康で生きがいのあるすばらしい人生を過ごしていただける、そういうまちづくりのために働いてまいりたいというふうに思います。その一番もとなる協力関係をお願いするのは、市民の皆様方を代表して決断してくださる議会、議員の皆様方でございます。その皆様方の間できちっと共感を持ちながら、いいまちのために働かせていただきたいというふうに思います。今後も力を尽くしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） ありがとうございます。強い思いを受けとめさせていただきます。

1件目については以上で終わり、2件目に入らせていただきますが、今、スローガンの話があった、信頼のみならず共感もというお言葉がありましたが、2問目以降は共感をいただくのは難しいテーマかもしれません。失礼かもしれませんが質問をさせていただきます。

一部の自治体では、先ほどの固定資産台帳とのリンクをイメージした日々仕訳方式を当初から採用されていると聞いています。1,800弱の中央自治体のうち、今、200に至る前ぐらいですかね、百数十の自治体では日々仕訳を採用されていると聞いておりますが、現行では担当部署単独での処理であり、中長期のマネジメント能力の醸成を意とした幅広い人材の育成を目的とすれば、できるだけ早期に方式を一步進めていただくべきと考えますが、お考えを伺います。期末一括方式から日々仕訳方式への方向性についてお聞きします。

○議長（児玉朋也） 企画財政課長。

○企画財政課長（三原尚美） 末広議員が言われるとおり、ここ、ちょっと共感というところは難しいと私も思っております。期末一括から日々仕訳、ここに今行けないというか、行こうとしていない理由だけを申し述べさせていただきます。

1番は、新公会計が導入されても現行の決算制度が変わらない、2つやらなければならない、ここが1つです。一番大きいと思っております。あと、日々仕訳による全庁職員の事務負担、システムも改修しなければならない、ここが2点目。今、幅広い人材の育成のためにというふうに言われましたが、この会計を入れるに当たって、多くの方、会計士とか、そういった人でなくてもわかりやすいものを目指してというふうに書かれているものをよく見るんですけど、実際そうなのかと思ったときに、なれ親しんできた今までの会計から大きく変わるわけですので、すぐどうぞと言われても理解ができない、難しいというのが実際でございます。まずは財政部門でしっかりとどういったものかというのを検証してから、できるところからというか、こうすればいい、まずはやってみて、このシステムを使いこなしてみ、それから必要かどうかというのは考えていきたいと考えております。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） スタートから拒絶されましたが、確かに100年来続いている会計制度ですから、1年や2年でいきなりというのは難しいと思います。特に大竹市、小規模の自治体ですんで、人数当たりの決算データ件数、業務の量、質、考えますと、20万都市であれば成果メリットも大きいので、特別部門つくってでもやるメリットが想定できるかもしれませんが、小さなまちでは成果の度合いが低いので、取り組みにくい案件だということは重々承知しております。

しかしながら、私、そこで引き下がったんでは私の性分に合わないので、今回、3つの質問させていただきましたが、今まで約2年で19案件の質問させていただきました。そのうち、人材育成について3回、地方公会計に関して6回、そのツールである業務ネットワークシステムなどICT関連などで4回です。それぞれ地方自治体に対して、総務省の推進してきた統一的な基準による新地方公会計に関連したテーマです。それを継続させていた

だいております。これからも懲りずに続けてまいりますので、心しておいていただければと思います。大竹市では第五次総合計画、大竹市まち・ひと・しごと創生総合戦略、また、新しい策定が予定されております平成12年度策定の都市計画マスタープランなどの中長期計画に基づいて、各年度ごとの予算編成がされております。それらの策定や予算化に当たっての取り組みを、議員の立場から側面的にこの2年半拝見してまいりました。個人的な感想で恐縮ですが、経営マネジメントの視点と将来の担い手である職員さんの育成、また、マネジメントスキルの学び、これらが並行に伴っていない感じがいたします。確かに予算執行制度が高く、きちんと行う業務、大変な時代ですし、それだけでも御苦労されているということは重々承知をとるんですけども、忙しいときこそ学びを並行にすれば効果は逆に大きいという意味で言いますと、これをいま一步を進める手段としての日々仕訳、いきなりの取り組みは確かに難しいのは承知しておりますが、準備は始めれるんじゃないかと。準備期間が相当要ります、確かに。でも、準備をしている間も学びやマネジメントの何たるかを、先ほどの共感につながるだけの情報の収集や学びだけは経費かかりません。少しばかりの御努力が必要になります。ぜひとも、今のような時世、厳しい財政下にありますが、幾分早い発展をしたまちだと認識しております。施設やインフラの維持管理に係るコストが負担になってまいります。今後は施設や工事を所管する場所が主体となって施設マネジメントを進める必要が出てくると思います。従来は財政部門が一手に役割を担っておられたような気がします。総務省が無償提供した地方公会計標準ソフトウェアの機能一覧によれば、日々仕訳方式も期末一括方式のどちらでも対応できます。将来的に日々仕訳への移行が容易にできるとあります。それから、今の方式を営みながら将来方式を転換するときには、事業単位コードや部署単位コードや固定資産台帳をベースにした資産のコードとか、部門のコードとか、そういうものを今のうちからそのデータに一件一件ついていく、将来はそれを日々仕訳に変えていくということを事前にやり始めないと、今回の固定資産台帳の整備のように過去のことはわからんということになってしまいます。ある意味では人材評価の制度が変わりました。セキュリティの強化が進みました。県クラウドの活用ができる体制も整いました。固定資産台帳の整備も曲がりなりにも整いました。そういう意味では仕組みの準備は整っているように思うんです。これからは所管課が専門の立場で計画の妥当性を市民の方々に説明する必要があると思います。市長や副市長や総務部長が地域へ出て説明するだけではなくて、その事業を営む所管課の方が自信を持って自分の数字として説明できるような職員さんに育てていただくためには、直接自分で数字の伝票入力を考察する。もし将来やるとしたら仕訳相手は何になるんだろうということを考えながら、今の会計制度を動かしていただきたいんですね。そういう意味で言えば、準備期間は熱意だけで経費はかかりません。ぜひとも、リーダーシップを上層の皆さんにとっていただいて、そういうことに向けての御理解を市民の皆さんにこれこそ共感いただいて、全職員レベルでコスト意識やマネジメントスキルを身につけていただく方策の1つとして将来を見通して、日々仕訳に向けて業務の共有を始めていただければありがたいと思います。これができれば出納期間閉鎖後に決算処理の早期化可能です。今では期末一括ですし、今までの会計制度では出納期間が終わってから決算ですけども、複式簿記会計では

3カ月に1回、最終的には1カ月に1回の決算資料がすぐにできます。そういう意味で、でき上がれば大きな効能が続いてできる仕組みですので、取り組みに向けては後ろに下がることはありませんけども、ぜひとも、市長の先ほどのお話にありましたように、30年かかって今一歩ずつ進めると、その一歩についての内容を共有していただければ、必ずこの組織であれば成果を上げていただけるんだと思います。

最後の固定資産台帳の公開については、まだまだ整備が完全ではありませんし、けども将来的には、せっかく大竹市の資産の内容が判明してきたわけですから、自主財源や国や県に頼るだけではなくて、大竹が保有している、ある意味じゃ宝物を探し出して、民力を引き出して活用いただいて、資金につなげていくというような考え方も必要な時代が来てるんだと思います。ぜひとも、そういう取り組みに向けての公開の方策についても御検討していただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は3時15分を予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

15時00分 休憩

15時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問及び総括質疑を続行します。

続いて、7番、大井 渉議員。

〔7番 大井 渉 登壇〕

○7番（大井 渉） 市民の味方の大井 渉でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、山間地域の小さな集落を巻き込んだ、とてつもない大きな事業を進められている問題を取り上げて一般質問をさせていただきます。

この地域は、栗谷町谷和地区での再生可能エネルギーの事業でございます。太陽光事業でございます。

事業者や、そのコンサルト会社から示された事業規模は約100億円。売電売上総額は200億円ということでございますが、一部地域の方から聞きますと、事業規模は130億とも140億とも聞いております。13世帯の小さな集落に130億、140億の大きな事業が進められようとしております。当然でございますが、原発や火力燃料発電から再生可能エネルギーへ移行したいと、こういうことは国策でもあります。国策には国民はできる限り協力していくことは当然なことかもしれません。しかし、今回のこの太陽光事業に対して、谷和地区住民の方から積極的に協力するという言動が見られません。どちらかという反対だと。できればつくってほしくないという意思表示を私も何回か聞きましたし、そういう考え方のほうが強いのではないかと、こう思っております。

この事業につきまして、大竹市は、民間事業なのでノータッチなんだと言うのでしたら

話は別でございますが、しかし国策であり、またこういう事業をすることによって税収等も上がり、そういうことを考えれば、この事業を進めようとするのではないかと感じております。本市担当の部署の方は、地元自治会からの相談や事業者からの計画説明などに対応された中で、どういう課題が見えてきたのか。地元自治会との信頼関係の構築にどう努力されようとしているのか、お伺いをいたします。大竹市はもちろん、経済産業省、特に資源エネルギー庁が所管でございますが、それから県などの法律や条例、これに対して事業者、あるいは今申しあげました県・市・国はどのような責任があるのか。事業内容と進捗内容をわかりやすく御説明をいただきたいと思っております。本来、市役所は地元住民によりそう姿勢が大切だと思っておりますが、今日までの対応に話を複雑にした何かがあったのか、不審感や意思の疎通がうまくいってなかったのではないかと思う節があります。今後どういう形で対応されていくのか、どういうふうに進むのか。きょう、地元の自治会の皆さんの多くの方がテレビをごらんだと思いますので、できるだけわかりやすい御答弁のほどよろしく申しあげまして、登壇しての質問は終わりといたします。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御出身の栗谷地区のことを危惧されての御質問かと思っております。

それでは、大井議員の栗谷町谷和地区の太陽光事業の進捗状況と市の対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、FIT法の具体的な内容についてでございます。電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法が平成24年7月1日に施行されたことにより、電気の固定価格買い取り制度がスタートしました。この制度は地球温暖化対策や省エネの推進等の観点から、再生可能エネルギー源から発生した電気の調達に関して、買い取りにおける期間及び固定価格を電気事業者に義務づけるものでございます。これによりエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保、エネルギーの供給に係る環境負荷の低減、産業の振興、地域の活性化などを図ろうとするもので、許認可権は経済産業省にございます。この制度のうち、太陽光発電事業において認可されているにもかかわらず、未稼働の事業や土地利用等に関する地元住民とのトラブルが全国的に発生していることなどから、平成29年4月1日にFIT法の一部が、また、平成29年8月31日にはFIT法施行規則の一部がそれぞれ改正されたところでございます。これらの改正により再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制を両立して推進するとともに、事業実施地域との共生を図る観点から、申請方法は設備認定方式から事業計画認定方式へ変更され、申請時における土地利用や安全性に関する他の法令の遵守が規定されたところです。そのほかにも太陽光発電の合計出力を変更する際の手続の届け出方式から認定方式への変更、国による事業者の認定情報の公表、関係法令に違反した場合の改善命令や認定取り消し措置の新設など、事業認定の厳格化や適切な事業実施の確保のための改正がされております。また、事業内容によって許可申請や届け出等が必要となります。例えば、事業による開発面積や開発行為の状況等に応じて、森林法に基づく林地開発に係る許可申請や土壌汚染対策法に基づく土地の形質の変更届などがございます。

次に、本事業の経緯と計画の概要についてでございます。

事業者が許認可に必要な基礎的な調査を終え、河川協議や林地開発に関する相談を行っており、地元に対しましても事業説明会の開催や同意を得るよう取り組まれておりますが、実施には至っていないとのことでございます。

また、太陽光発電事業の計画概要ですが、現時点で市が把握しているのは、発電容量が約29.7メガワット、開発面積が約80ヘクタールで、運営は日本美しい国環境発電合同会社が行う計画ということでございます。

次に事業者の責務と県や市のかかわり、今後の見通しについてでございます。

太陽光発電事業の実施に当たっては、さまざまな手続が必要となります。今回の計画区域は大竹地籍の山林で、開発予定規模も1ヘクタールを超えていますので、森林法に基づく林地開発の許可や広島県の普通河川保全条例に基づく許可等が必要です。事業者は今後、許可権限を持つ広島県に申請を行うと思われま。申請に必要な書類には、防災や環境保全に関する資料等を添付することになっており、許可権者である広島県が審査した上で本市に意見を照会する流れになります。照会を受けた場合は、防災や環境の保全、安全な水の確保に問題がないかなどの観点から回答するとともに、必要となる対応を広島県に要請することになります。

最後に、市は地域住民に具体的にどう寄り添うかについてでございます。

大井議員の御心配のとおり、地域の皆さんは情報が少ない中で、事業が一方的に進むのではないかなど不安をお持ちのようでございます。そのため、地域住民の皆さんから問い合わせ等もあり、市では把握している情報をお伝えするように努めております。大規模な事業ですので、市としましても地域住民の皆様が安心していただけるよう、これまでどおりの対応を続けるとともに、広島県ともしっかりと連携して対応したいと考えております。

以上で、大井議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） ありがとうございます。

ヒアリングのときはかなり詳しく申しておりましたので、市長のほうから相当わかりやすく御答弁いただきましてありがとうございました。

今、市長のほうも認識をされておりますけど、谷和地区の皆さんが拒否反応といいますか、非常にこの事業に対して積極的でないと。私のところにも自治会から3～4回、4～5名とか5～6名の方が来られましたし、私もその地域に出向いてきました。一番最初は、平成28年の7月9日が地域にとってはスタートでございました。平成28年の7月9日ですから、まだそんなにたつてはおりません、1年半ぐらいですか。

今から少し詳しく聞いていこうと思います。今も市長のほうで御答弁いただいたんですが、平成28年の7月9日に、このエジソンパワーっていう会社がこういうものを持ってこられたわけですね。これは大竹市さんにもあると思います。速達で地権者の方に持ってこられたと。これに概要が書いてあります。今、市長が述べられましたような規模のことが書いてあります。私もこれでいろいろ考えますのに、話があっち行ったり、こっち行ったり申しわけないんですが、昨日が3.11の7年目ということでありましたんで、メガソーラ

一、あるいはそのこういう事業に、再生可能エネルギーに切りかえるということも、これはやっていかなきゃならないことなんです。いつまでも原発に頼るわけにいかないと。それから、谷和地区の皆さんが心配されとるのは、ひょっとしたらそこに産業廃棄物処分場ができるんじゃないだろうかと、こういう懸念もされとるわけです。私が40ぐらいのとき、二十数年ぐらい前ですけど、自治会長のときに産業廃棄物処分場をつくるということで、地域をまとめて同意の判を押しました。相当批判もありました。だけど、よく考えてみてもらいたいのは、確かに私もそういう判を押したということで批判もされましたけど、今から大竹市も学校の解体とか大竹会館の解体とかいろいろな事業をする中で、この産業廃棄物はどこに捨てるんですかと。どっかが協力しないと、そりゃ皆さんからあんまり賛成はしてもらえないでしょうけど、これと一緒にしたらいけないのかもわかりませんが、広島県においても、国においても、市においても、原発からそういうものにかえていくと。あるいは何かそういうものを解体すれば、どっかに産業廃棄物の処分場もつくらなきゃいけない。でも、皆さんは嫌だと言っているのが現状ですよ。なぜそうなったんだろうかと私いろいろ考えた中で、これは市長さんと副市長さんにちょっとお聞きしたいと思うんですが、一番最初はエジソンパワーというところが、これはコンサル会社なんです。事業主体は日本美しい国環境発電合同会社、わずか資本金11万円なんですよ。ひょっとしたらペーパーカンパニーじゃないかと、11万円でできるんだろうかと思うんですが、その会社が中国電力と今契約しています。売電契約はキロワット36円です。いろいろ専門の方にお聞きしますと、この事業は120%もうかると、絶対赤字になりませんということは聞きました。じゃあ、何でその地域の人がこれに懸念があったり、積極的な話し合い等に応じないのかということ、この一番最初に来られた日本美しい国という合同会社は中国電力と売電契約した会社です、もう既に36円でおるわけです。その事業を進める上でコンサルタント会社が後ろについてるわけです。それがエジソンパワーだったり、今はNCDEという会社なんです。その一番最初に持ってきた御挨拶というこの中に、こういうことが書かれてあって、まずこれが地域として不安の一番になったんですが、確認の意味で市長さんと副市長さんにお聞きしますけど、大竹市のメリットっていうのが書いてあるんですが、「大竹市ではこうして増加する税収を福祉関係はもちろん、市の社会インフラ整備や行政サービスに充当することが可能となります。本事業については入山大竹市長はもちろんですが、とりわけ太田副市長が積極的に取りまとめや住民説明会などまで御尽力いただいております」と、こういうものをぼんと速達で来られたわけです。これは大竹市のナンバーワンとナンバーツーの皆さんが、積極的にこの事業を進めるんだと。我々地域のほうに全く向いていないじゃないかと、こういう不信感がまず出てきました。それから、次に今度は中国電力さんが来られたということです。先ほど申しましたNCDEという会社から、地元と合意されておるんでというのを中国電力に言ったようです。だから、鉄塔を建てるために場所を決めたいと思います。立ち会ってくださいと。地元と話し合いがついたと聞きました。そういうふうな書面が中国電力に出てきましたと言ったら、そんなまだ話し合いも何もしていないということで、そのまず2つのことから、こういう会社は当てにならないんじゃないかと、ひょっとしたらと。虚偽のことを平気で言われると。

我々はまだ何も話し合っていないのに、大竹市長や副市長が積極的に賛成されて、地元の住民説明会までやっていただくというようなことまでがこれに書いてあるわけです。そして、ある方がこちらに確認に来られたら、そうことは言っていないと言われたようなんですが、中国電力さんも地元との協議が進んでないからというんで鉄塔の位置は決めずに、地元は全く賛成してないわけですから、どうすることもできませんねって中国電力さんは帰られたということですが、中国電力のことは別にしまして、最初の市長さんや副市長さんがこの御挨拶という、エジソンパワーの会社の第5番目のところにそういうことが書いてあるんですが、こういうことがあったのかなかったのか、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） 私のほうから、まず答弁させてください。

まず、その文書を私どもも持ってないんですよ。まことに申しわけない。私とその文書の今言われた、大竹市長と副市長がいう文面は、地権者の方が一度こういう話があるんですが御存じですかと言われたとき、私ともう1人職員が同席しましたが、このようなことについてはありませんよという、地権者の来られた方には御説明させていただいております。文面に先ほど大竹市が、こういうふうな太陽光ができればこのようにプラスなことがあるというようなことも、一切その文章を見てないので、そのとき持ってこられた方も書いてありますよと言われたのはわかったんですが、そのまま持って帰られたんで、何も内容がわかっておりません。申しわけないですが、以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 私もそんなことをされないと思います。もし、これが当然そういう御発言もされてないというのでしたら虚偽の文書を出されたわけですから、市長、副市長は当然大竹市としてこの会社に対して、こういう虚偽の書面を地権者や地域に送ってもらったら困るという抗議は当然してもらわなきゃいけない。というのは、地域の皆さん、これを信じておりますので、こんなことはないよと、私ではないし、当然この会社にも抗議しましたよと。こんなものを書いて地域に配ってもらったら困るということは、まずお願いしたいと思います。

それから、少し中に入っていきますけど、先ほども申し上げました産業廃棄物をつくるということも、ある意味じゃどっかにつくらなきゃいけないんでしょうけど、今回はひょっとして同時につくるんじゃないかという不安まであるわけです。それがほんとにできるためには、どういふものをクリアしなきゃいけないのかということ。それから、谷和というのは、大竹市の中で多分一番高いところにある集落だと思うんですね。谷和には8つの川があると。分水嶺の形で東西南北にそれぞれ流れて、8つの川があちらこちらに流れて落ちとるんだと。例えば錦龍の滝のところとか、玖島川とか、それから弥栄ダムの上流とか、前飯谷のほうの赤い橋の下のほうとか、いろんなところに谷和地区の水は雨が降ったりすれば流れております。地域の方が心配しておられるのは、今、廿日市の大野嵐谷地区、議会のほうも管内視察で行きましたけど、ああいう形で地域にひょっとして全くの汚水といいますか、泥水が流れて、それを我々の生活用水として使うようになるんじゃないかと、この開発をオーケーしたらと、という不安がすごくあるということですね。そ

れから、今から工事を3年ぐらいかけてやるという計画だったと思いますけど、あの細い道路で、工事用の車両とかがどんどん来たら大変だと。ずっと今までも、市町村の財源は厳しいでしょうけど、少し道路をよくしてくださいということもまちづくり懇談会等いろいろ言われたらしいんですけど。この前、土木課長に御無理言うて、夕方でしたかね、大きな落石が奥谷尻から谷和に上がる4キロぐらいのところに夕方の6時か7時ころ落ちまして、すぐ土木課の課長さんや係員の人に行っていたいて、すぐ通行どめにしたんですが、そういう懸念をです、あるいは松くい虫で松が倒木して車が通れないことが多々ある。だからいつもチェーンソー積んでるんですよっていうふうな方も結構おる。そういう陸の孤島みたいなところで、ほんとに大竹市の税金がその地域に投入されていない、何十年も投入されていないという地域です。だから、自分らの地域は、どちらにしても利用はされるけど協力してもらえないんじゃないかという不信感っていいですか、そういうものはあるのかなと思って私は地域の人の声を聞きました。

今度は担当課のほうにお聞きするんですが、もし地域が、これだけの大開発ですよ、20万坪というぐらいの面積です。この20万坪でも、中国電力のほうにはどういう形で鉄塔も建てるという計画が出ると。もう売電契約のお金も払われとる、契約も交わされとるという中で、地域が反対したら、それでもできるものなのかできないものなのか。先ほど市長のほうからその答弁がありました。いろんな法律があります。あるいは県条例もあります。そういうものは地域に全く、かなり距離を置いて、説明しなくてもできるものなのか。いやいや、一般常識で言うと、これだけの大開発なら地域の了解がないとまずできないというのか。その辺の見解といいですか、話に聞きますと、最初のエジソンパワーというコンサル会社、その次のNCDEという会社、それぞれ土木課や産業振興課にも来られたようでございますので、その辺の計画も含めて、ほんとにこれが、地域が反対したときに、何とか、それでもその、法律とか条令を、少し離れた場所でやるとかいうような工夫してから、このメガソーラー、太陽光事業ができるものなのかどうなのか、法的、条例的に、その辺をお聞きいたします。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 失礼します。林地開発をする上におきましては、さまざまな申請がございます。それから、議員さんおっしゃいましたように、防災上の問題とかいろんなこともございますので、林地開発に絡めて広島県の条例とか、さまざまなことをクリアしていく必要があると思います。地域の同意がなかったらできないかということでございます。率直に思いまして、これだけの大規模な開発です。それから、開発用地も谷和地区に隣接しておりますし、また、おっしゃいましたように水源も下流域の集落のほうにも影響があるということであれば、当然、その地域の理解というのは必ず必要だと私は思っております。

○議長（児玉朋也） 環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） 私のほうから産業廃棄物処理施設、これの許認可に関する手続について説明をさせていただきます。

産業廃棄物処理施設、これの申請につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、

これに基づきまして県のほうに許可申請、これをするようになります。その際、産業廃棄物という特異というか、特殊な物の処分になりますので、県のほうにおいても地元地域、こちらの紛争の予防、あるいは事前の調整、これに努める必要があるという観点から、独自に産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱、これを定めているところです。この要綱に基づき、施設設置者、これにつきましては、あらかじめ事前の協議書、これを県に提出します。県がそれを受領しますと、その写しを関係の市町、こちらのほうに送付します。関係市町におきましては、その事業計画、これにつきましては、その事業者に対して意見を求めたり、あるいは県に対して意見を提出することができることになっております。また、施設設置者につきましては、地元の地域に対しまして地元説明会、これを開催する必要があります。そして、開催後にその説明の内容、開催内容について県のほうに届け出をするということになっております。また、一方で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づきまして、施設設置者は事前に環境影響調査、これを実施する必要があります。その実施結果、これを許可申請書、こちらのほうに添付をして県のほうに提出すると。県がそれを受領しますと告示をすることとなります。その告示内容、これについては1カ月間、市民等の縦覧に供し、あわせて県のほうにも意見を聞き、それと係る施設が適切な施設であるかどうかについて専門の知識を有する有識者、こちらに対して意見を聞くこととなっております。こういうことを踏まえて総合的に勘案し、許可をするということになります。また、その施設の利害関係を有する方についても、県に対して意見を提出することができるということになっております。非常に多方面からのチェック機能が働くということになりますので、産業廃棄物処理施設、これの許可については非常にハードルが高いというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） 産廃はわかりました。今のメガソーラー、これはできるのかできないのか。例えば、土地の賃貸契約も25年ぐらいでとられるっていうふうに聞きましたんで、これが一部地権者がお貸ししないとか売却しないという形になって、その辺を避けてソーラーをやろうと思ったら、地域の同意なしにもできるっていう抜け道のようなものがあるのかなのか。それがまず1点です。それから、この計画には大竹市のメリットっていうのが書いてあるわけです。これができたら大竹市すばらしいですよと、お金が入りますよって書いてあるんですけど、もし計算しておられたら、概算で結構なんですけど、固定資産税、私、壇上で200円と言ったんかもわかりません。200億円ですから、売電収入は。固定資産税でいえば総事業費用100億円、おおむね90%程度が資産として認識され、固定資産税の対象となりますと。減価償却期間に応じて資産は減少していきますが、理論的には初年度は1億円を超え、償却期間の累計では5億円規模の固定資産税が発生し、そのうち地方税部分が大竹市の税収増加が要因となります。法人税等については、売電収入は20年間で200億円規模にも上る公算で、金利の支払いやメンテナンスなどを控除した経常利益も80%程度の高水準が想定されます。結果、法人税を含めた実効税率を30%仮定した場合、単年度で2億円、20年間では40から50億円規模の法人税等が発生し、そのうちの地方税部

分が大竹市の税収増加要因となりますと、こう書いてあるんですが、これは多分、今、市長、副市長は持っておられないということなんですが、担当部署のほうはお持ちだと思いますんで、これで計算されたときの実質の大竹市の税収というのは幾らぐらいになるのか。それと、先ほど申し上げました、地域が反対してもつくれる手段、方法というのがあるのかないのか。規模によるかもわかりませんが、地権者とか地域が反対した部分を外して、何とかつくりたいということになればつくれるのかどうなのか。その辺も教えていただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 先ほど答弁したのと繰り返しになるんですけども、林地開発の申請をされて、これは県が許可権限を持っておりまして、防災上の観点から土砂の流出とか崩壊、その他災害の発生するおそれがないとか、あと、地域の水の確保に影響がないとか、あと、環境への影響がないとか、そういったものを含めて審査をします。これらについて今、谷和地区の方々もそういう不安も持っておられますので、そういうことがクリアされんということは、地域の理解が得られないということでございます。地域の理解が得られないと県が認めないというのは、そういう意味で申し上げました。そういうことをクリアされるために、しっかりと地域に説明をしていただく必要がある、理解を得ていただく必要があるというふうに思います。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 先ほど大竹市のメリットというお話ございまして、地権者のほうに届きましたお手紙なんですけど、これは地権者の方のみが持ってございまして、市役所にはございません。固定資産の買い取り価格であったり事業費、この辺が私たちのほうで今わからない状況でございまして、エジソンパワーは今は撤退しとるというふうに聞いておりますので、今の状況じゃそういうことはわからないというところでございます。申しわけありません。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員、最後です。

○7番（大井 渉） 最後でございますんで、エジソンパワーというのが一番最初に出してきたコンサル会社です。なかなかエジソンパワーさんでうまいことといたしますか、前に進まなかったからNCDEという、孟繁榮さんという・・・の方が社長さんの会社が今コンサル会社としてやっておられるということです。中国電力さんとはもう既に契約を交わしておると。これはキロワット36円だと。地域の人が先ほども何回も申し上げて恐縮なんですけど、目の前っていいですか、後原地区で開発されて、非常に汚水といいですか、汚れた水が出たというのを目の当たりにされているわけですよ、要するに。ひょっとしたらこういう状態が谷和地区でも起きるんじゃないかと。先ほども言いましたように、谷和地区というのは8つ、あちらこちらに分水嶺の形で流れていると、川が。大竹沿岸部の皆さんが、こんな汚れた水を、谷和が了解したために谷和から汚い水がどんどん流れてと。確かに地域には5億円出して道路をよくしますと、お金まで言われたらしいです。自治会にも当然協力金を払いますと。ただお金につられたらいけないということで、谷和の人

が大竹市民の皆さんが飲む飲料は、我々がちゃんと納得するまでは了解はしないと。ちゃんと話し合いがついて納得したときには話し合いもするでしょうし、またそういうこともしようと思っておるということは聞いております。

最後に、先ほど質問もしたんですけど、ボーリング調査とか環境調査というのもほぼされとるんじゃないかと思うんですが、あそこの道路を今から仮に地域がいろんな条件をつけて賛成したときに、あの道路では私できないだろうと思うんですよ。この道路計画、NCDEという会社が5億円、道路整備のために出すと言われたから、その5億円でやりやいいって言われりやそれまでなんですけど、そこを事前に整備する気が大竹市のほうであるのかどうなのかですね。仮にそれができなくても、先ほど言いましたように、冬場には松くい虫等で大きな倒木があると。28本ぐらいですかね、土木にお願いして切っていたり、ついこの前は夕方、1メートル四方ぐらいの大きな岩が落石して、急遽通行どめになったと、そういう非常に危険な道路でございますんで、まずそういうところを少しずつ地域のために、先ほどから安心安全の質問も出とりますけど、安心安全、市民の生活が第一、そういう考えから少しでもそういう生活道路をよくしていくと。そして地域との信頼関係といいますか、話し合いができる状況に持っていくと。そういうお考えはないのか、あるのか。

それから、もう1点、今後どういう形で進められていくのか。例えば、今、エジソンパワーからNCDEに来て、NCDEさんが県に出すと。県に出しても産業振興課の課長が言われましたように、地域同意がなかったらまず難しいでということは、県に提出されないというふうにもとれるんですが、そういう認識でよろしいのかどうなのか。何点か、最後でございますんで、ちゃんとお答えをいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 土木課長。

○土木課長（山本茂広） 数件ございましたが、まず、工事のための道路の件でございます。それから、大竹市が今、この道路に関する整備でございます。

道路につきましては、平成16年、7年、圃場整備を谷和地区で行ってます。この際、大型ダンプが実際入ってまして、狭いながらも大型車が通れない状況じゃございません。ただし、今回聞く限りでは相当大きな重機、あるいは資材を運ぶということなので、今のままの道路では通常通るのは多分曲がりにくかったり、そういうことはあろうかと思えます。今、大竹市のほうで地元に対する道路整備なんですけど、用地の関係であいてない部分がございます。当面は地元のほうで危惧されています落石、倒木、これにつきましては、先週も対応させていただいたところなんですけど、大規模な事業まではできないんですが、できる範囲での対応をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 今後、どのように進めていくかということにつきましてなんですけども、今、林地開発の申請がされておられません。県のほうに聞きましても、なかなか進捗してないというような話も聞いております。そうした中で、我々としてもしっかりと得た情報を、まずは地域の皆さんに伝えていくということが第一

です。それから、地域の皆さんの状況ということ、逆に県のほうにもしっかりと伝えていく、こういったことをまずはやっていきたいと。申請につきましては、いつになるかわかりませんが、今の段階では、まずはそういうことをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○7番(大井 渉) よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長(児玉朋也) この際、お諮りいたします。一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって一般質問及び総括質疑は、次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

お諮りいたします。本日決定されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(児玉朋也) 御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字、その他整理は議長に委任することに決定いたしました。

明日、3月13日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会をいたします。

16時03分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月12日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 和 田 芳 弘

大竹市議会議員 大 井 渉